

IV 生涯を通じた健康づくり

1 栄養・健康づくり

(1) 栄養・健康づくりの推進

県では、健康増進法の趣旨を踏まえながら県民一人ひとりが生涯にわたって健康で長生きしていただくために平成20年3月に「元気な福井の健康づくり応援計画」を策定し、健康づくり施策を実施しています。重点的な取組みは、①メタボリックシンドロームの予防の推進、②がん対策の推進、③休養・こころの健康づくりの推進、④歯と口腔の健康の推進です。

メタボリックシンドローム予防の取組みとして、センターでは、給食施設における栄養管理の推進および市町における栄養改善活動の支援、栄養成分表示等の情報提供による食環境の整備の充実を図っています。

また、平成23年度においては、県民の身体状況や栄養摂取等を把握するため県民健康・栄養調査を実施しました。(表11) 今後は、これまでの施策の評価を行うとともに、平成25年度からの次期計画の健康づくり施策に反映させていく予定です。

ア 給食施設指導

健康増進法に基づき、特定多数の人に対して、継続的に1回100食、または1日250食以上の食事を提供する「特定給食施設」、より小規模の「その他の給食施設」に対し、適切な栄養管理が実施されるよう巡回指導を実施しています。(表2)

また、食生活・栄養管理支援事業として、給食施設の栄養担当者等を対象に、ライフステージごとに適切な栄養管理が実施されるよう研修会を開催しています。(表5)

表1 特定給食施設届出状況 平成23年度

種類	件数
事業開始届	3
届出事項変更届出	1
事業休止(廃止)届出	1
栄養管理状況報告書	213

表2 給食施設指導状況 平成23年度

	給食施設数	
	特定給食施設	その他の給食施設
巡回指導数	115	33

表3 給食施設栄養士配置状況

平成23年度

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいない施設数	合計 施設数
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		
特定給食施設	学校	16	17	2	2	2	6	6	23	47
	病院	2	7	11	28	27	0	0	0	13
	介護老人保健施設	2	2	5	9	7	0	0	0	7
	老人福祉施設	5	5	2	2	3	0	0	0	7
	児童福祉施設	3	3	3	3	3	24	39	8	38
	社会福祉施設	4	4	0	0	0	3	3	0	7
	事業所	1	1	1	1	1	1	3	4	7
	寄宿舎	0	0	0	0	0	1	1	0	1
	一般給食センター	0	0	0	0	0	1	2	0	1
	計	33	39	24	45	43	36	54	35	128
その他	学校	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	病院・医院	5	5	3	4	4	8	10	2	18
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	1	1	1	2
	老人福祉施設	1	1	1	1	1	8	10	1	11
	児童福祉施設	1	1	0	0	0	7	8	21	29
	社会福祉施設	2	2	0	0	0	6	7	10	18
	事業所	0	0	0	0	0	1	2	3	4
	寄宿舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	9	9	4	5	5	31	38	41	85	
総数	42	48	28	50	48	67	92	76	213	

表4 特定給食施設栄養管理状況（平成22年度実施率（%））

	施設数	栄養スクリーニング	栄養アセスメント	栄養ケアプラン作成	栄養補給量算出	栄養指導	栄養モニタリング	ケア後の評価
学校	47	91.5	66.0	48.9	4.3	53.2	25.5	31.9
医療機関	13	100	100	100	100	92.3	100	100
介護老人保健施設	7	100	100	100	100	85.7	100	100
老人福祉施設	6	100	100	100	100	83.3	100	100
児童福祉施設	38	100	81.6	60.5	5.3	60.5	63.2	50.0
社会福祉施設	7	100	100	100	100	85.7	100	100
事業所等	9	0	0	0	0	0	0	0
計	127	92.0	76.8	64.0	30.4	60.6	56.0	54.4

表5 食生活・栄養管理支援事業実施状況

平成23年度

実施日	実施場所	内容	受講人数
平成23年 7月25日	NOSA I 福井	講義 「第二次食育推進基本計画について」 「平成21年度国民健康・栄養調査報告から」 グループワーク 「保育所、幼稚園、小学校の食環境に関する課題と解決」	管内学校、幼稚園、児童福祉施設の栄養士等 (64名)
平成24年 1月20日	サンドーム福井	「嚥下食に関する連携研修会」 講義と試食 「高齢者施設における嚥下食の分類とその食事の基準化についての検討」 意見交換会	管内医療機関、高齢者関係施設の栄養士等 (37名)
平成24年 3月6日	アオッサ6階601	講義 「災害時の食生活支援と栄養士の役割 ～シミュレーションから対策を考える～」 グループワーク 「給食施設間の相互支援体制の構築について」 ※嶺北地区4つの健康福祉センター合同開催	3食提供給食施設の栄養士、管理者等 (138名中管内参加者32名)

イ 健康づくり運動普及事業

平成18年度県民健康・栄養調査の結果から、福井県民は全国と比べて運動習慣を持つ人が少なく、1日の歩行数も減少傾向にあることから、地域で健康づくりを普及している団体や運動指導を行う人を対象に運動普及研修会を開催しています。(表6)

表6 健康づくり運動普及事業実施状況

実施日	場所	内容	受講者数
平成23年 9月2日	ハートフル・たけふ	講義・実習 エネルギー消費量の体験交流会	管内健康づくり実践団体等(62名)

ウ 食環境の整備

外食や中食を提供する飲食店等において、栄養成分表示やバランスメニュー等の健康に配慮したメニューの提供や禁煙を行う「健康づくり応援の店」への登録事業を行い、食環境の整備の充実を図っています。(表7) また、健康増進法に基づき栄養成分表示や虚偽誇大広告等の相談を行っています(表8)。

表7 「健康づくり応援の店」登録状況

平成23年度

	飲食店	旅館・ホテル	弁当・惣菜菓子店	製造所	事業所給食その他	コンビニエンスストア	合計
鯖江管内	21	3	3	0	1	7	35
武生管内	19	0	7	1	3	10	40
合計	40	3	10	1	4	17	75

表8 栄養表示および虚偽誇大広告等の相談

	栄養表示相談数	虚偽誇大広告相談数
平成21年度	5	5
平成22年度	6	8
平成23年度	2	1

エ 地域における栄養改善の推進

生活習慣病の予防には、適切な食生活の実践が重要です。地域住民に対する栄養改善は市町が主体的に実施していますが、県では市町や関係団体等を支援し、県民の健康づくりの推進に取り組んでいます。

また、これまでの健康増進施策の評価と新たな健康課題の抽出を行うために、県民健康・栄養調査を実施しました。(表 11)

表 9 管内市町の栄養士の配置状況

平成 23 年度

栄養士の配置されている市町	鯖江市(2人)、越前市(1人)、越前町(1人)
栄養士の配置されていない町	池田町、南越前町

注) 栄養士未配置の町では、事業等に併せて在宅栄養士の雇いあげ、または担当課の保健師で対応

表 10 食生活改善推進員活動の支援

平成 23 年度

	鯖江支部	武生支部
食生活改善推進員数	鯖江市 98人	越前市 197人 南越前町 93人
育成講座・研修会等の支援	13回	11回

注) 現在、池田町、越前町は福井県食生活改善推進員連絡協議会を休会中。

表 11 平成 23 年度県民健康・栄養調査実施状況

区分	地区	対象世帯数	対象者数	協力世帯数	協力者数
鯖江管内	鯖江市舟津	24	71	19	54
〃	鯖江市杉本	20	86	16	68
〃	越前町八田	16	67	14	62
武生管内	越前市富士見が丘	24	88	20	65
〃	南越前町今庄	17	45	16	31
合計		101	357	85	280

オ 管理栄養士・栄養士免許申請

栄養士法に基づき管理栄養士および栄養士の免許申請や書換え申請業務を行っています。(表 12)

表 12 栄養士免許申請状況

平成 23 年度

種類	管理栄養士免許	栄養士免許
免許申請	15	19
書換え・名簿訂正申請	2	10
再交付申請	0	3
免許照合	16	0

(2) 喫煙防止対策推進事業

ア 児童生徒の喫煙防止教室への支援

未成年者の喫煙対策は、極めて重要な問題であり、児童生徒が喫煙しない環境づくりと児童生徒の健康意識の向上にむけて関係機関が連携し、丹南地域における児童生徒の喫煙防止対策を推進することを目的とします。平成 23 年度は学校と連携し、児童生徒を対象に喫煙防止についての講演および実験等を実施しました。(表 1)

表1 喫煙防止教室実施状況

平成23年度

	回数	内 容	参加者	
			生徒	教諭
小学校	1	ビデオ鑑賞、実験、講義	25	3
高 校	1	講義	53	8
工業高等専門学校	1	講義	200	5
計	3		278	16

イ 世界禁煙デー・禁煙週間の取り組み

街頭キャンペーンで禁煙週間の普及物を配布し、喫煙防止について啓発しました。

2 多様な保健サービスの提供

(1) 母子保健

ア 市町母子保健事業の現状

近年、少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、母と子をめぐる様々な環境は大きく変化し、母子保健対策の重要性は増大しています。

こうした状況に対応して、妊娠、出産、育児や乳幼児保健について、きめ細かくかつ一貫したサービスの提供を図るという観点から、平成9年度より健康診査、訪問・相談指導等の実施主体が県から住民に身近な市町に一元化され実施されています。また、これまで県が行ってきた低出生体重児の届出の受理や未熟児の訪問指導、養育医療の給付については、平成25年度からは市町が行うこととなります。

イ) 各母子保健事業の実施状況

妊娠期の保健対策として、母子手帳の交付時面接等による健康相談を行い、分娩や出産に関する不安の軽減やハイリスク妊婦の把握に努めており、医療機関委託妊婦健診や保健師・助産師等による訪問指導、母親学級、両親学級等を実施しています。

乳幼児期の保健対策としては、医療機関へ委託している乳児健診をはじめ、各市町が独自で実施している集団による乳幼児健診、育児相談、子育て教室および各種の子育てサロン等の自主グループへの支援等を実施しています。

また、思春期保健対策として、学校保健と連携して赤ちゃんとのふれあい（体験）教室等実施しています。

近年は、少子化対策として子育て支援策が充実されてきています。また、育児不安や児童虐待予防に対する母子保健での取り組みがますます重要になっています。

そのためには、保健・医療・福祉及び学校等関係機関のより一層の連携強化により、効果的な育児支援ネットワークを構築していくことが必要です。

表1 母子保健事業実施状況

平成23年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
健康診査	妊婦	★妊婦健診	★妊婦健診	★妊婦健診 ★産後健診	★妊婦健診	★妊婦健診
	乳児	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診 ★1歳児健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診 赤ちゃん健診 (6～7か月児・経過観察児等)	★1か月健診 ★4か月健診 ★9か月健診
	幼児	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 2歳児健診 2歳6か月児健診 3歳児健診 4歳児健診 5歳児健診	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 2歳6か月児歯科健診 3歳6か月児健診
健康相談		<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 お父さんの子育て手帳交付 乳幼児発達相談 ことばの相談 すくすく育児相談(前期・後期) 保健師相談会 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 父子健康手帳交付 2か月児セミナー(離乳食教室) 乳児育児相談(離乳食教室) こどものそうだん会 乳幼児育児相談(すこやかサロ) 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 ★妊婦歯科保健指導 子育て相談 母乳哺育相談 ★母乳栄養支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 子育て相談室 妊婦相談(電話) 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 妊婦相談 のびのび発達相談
健康教育	思春期	思春期保健福祉体験事業	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃん抱っこ体験学習 子どもの生活習慣病予防事業 教育相談(性感染症の予防) 			
	妊婦		<ul style="list-style-type: none"> 両親学級 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦相談 	<ul style="list-style-type: none"> マタニティセミナー 	<ul style="list-style-type: none"> マタニティスクール
	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> 幼児親子教室 かがやきキッズ(幼児) たくみ会(就学児) さくらんぼキッズ 	<ul style="list-style-type: none"> のびのびはったつ教室 地域赤ちゃん教室 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て講演会 離乳食相談 なかよしひろば 絵本の窓(ブックスタート運動) 	<ul style="list-style-type: none"> 歯ピカ☆教室 虫歯予防教室 	<ul style="list-style-type: none"> 離乳食教室 幼児親子教室 歯みがき教室(保育所巡回)
(妊婦・申請時のみ) 家庭訪問		<ul style="list-style-type: none"> こんにちは赤ちゃん事業 乳幼児家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ハイリスク妊婦訪問 こんにちは赤ちゃん事業 乳幼児健診事後訪問 幼児健診未受診者訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦家庭訪問(検診事後指導 他) 新生児訪問 乳児家庭訪問(育児相談・健診事後指導訪問等) 	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃん訪問 妊婦相談(訪問) 	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃん訪問 乳児家庭訪問(要フォロー児) 妊婦訪問
その他		<ul style="list-style-type: none"> 自主グループ支援(コスモスキップ) 歯みがき教室 栄養指導 特定不妊治療費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人母子保健事業(通訳配置) 児童デイサービス事業(個別訓練・グループ保育、コミュニケーション教室) 産後ケア事業 子育てグループ・子育てボランティアの育成 特定不妊治療費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ★3歳児歯科保健指導(フッ素塗布) ブラッシング指導 母子保健推進活動 特定不妊治療費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 虫歯のない子の表彰 母子保健関係者連絡会 保健推進員研修会 特定不妊治療費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援情報誌 特定不妊治療費助成事業

★は医療機関委託にて実施

(イ) 母子訪問活動状況

妊産婦、新生児および乳幼児訪問は、各市町の保健師等が行っており、訪問活動の取り組み状況は表2のとおりです。

育児不安や虐待予防等に対応していくためにも、訪問等による個別指導の充実が求められる中、平成19年度から市町における「こんにちは赤ちゃん事業」により、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問することになりました。当事業の結果、新生児、乳児、産婦訪問が充実したものとなりました。

表2 管内市町別対象別母子訪問活動状況

平成23年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
妊 婦	実人員	0	2	0	0	0
	延人員	0	2	0	0	0
産 婦	実人員	600	241	3	89	139
	延人員	609	241	3	89	139
新生児 (未熟児除く)	実人員	8	19	0	0	1
	延人員	9	19	0	0	1
未熟児	実人員	41	18	0	6	10
	延人員	46	18	0	6	10
乳 児 (新生児・未熟児除く)	実人員	542	204	3	85	128
	延人員	549	204	3	91	128
幼 児	実人員	15	197	2	27	21
	延人員	15	302	10	47	27
その他	実人員	0	1	1	2	1
	延人員	0	1	3	3	1

(地域保健事業報告より)

(ウ) 妊婦一般健康診査

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦も見られ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっています。妊娠中の疾病の予防と早期発見をめざし、各市町では妊婦に対し適切な指導を実施するため医療機関に妊婦の健康診査を委託して公費で行っています。平成21年1月27日から福井県では妊婦健診費無料化事業が開始され、妊婦健診が原則無料となりました。

平成23年度の管内の受診率は、妊娠前期 94.8%、妊娠中期 85.7%、妊娠後期 80.3%でした。

異常を認められた中では「貧血」が大半を占めています。(表3)

表3 妊婦一般健康診査状況

平成23年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
妊娠前期	受診票交付数	713	712	11	83	176	1695	
	受診人数	661	690	11	70	175	1607	
	受診率 (%)	92.7	96.9	100	84.3	99.4	94.8	
	受診結果 (件数)	異常なし	642	673	11	68	171	1565
		実人数	19	17	0	2	4	42
			延人数	19	17	0	2	4
		高血圧等 (%)	2	3	0	0	0	5
			0.3	0.4	0	0	0	0.3
		貧血 (%)	6	7	0	1	3	17
			0.9	1.0	0	1.4	1.7	1.1
その他 (%)	11	7	0	1	3	22		
	1.7	1.0	0	1.4	1.7	1.4		
妊娠中期	受診票交付数	713	712	13	83	176	1697	
	受診人数	602	614	7	69	162	1454	
	受診率 (%)	84.4	86.2	53.8	83.1	92.0	85.7	
	受診結果 (件数)	異常なし	437	483	3	57	137	1117
		実人数	165	131	4	12	25	337
			延人数	166	133	4	12	25
		高血圧等 (%)	0	12	0	0	0	12
			0	2.0	0	0	0	0.8
		貧血 (%)	146	113	4	11	25	299
			24.3	18.4	57.1	15.9	15.4	20.6
その他 (%)	20	8	0	1	0	29		
	3.3	1.3	0	1.4	0	2.0		
妊娠後期	受診票交付数	713	712	13	83	176	1697	
	受診人数	591	568	4	75	125	1363	
	受診率 (%)	82.9	79.8	30.8	90.4	71.0	80.3	
	受診結果 (件数)	異常なし	456	452	4	61	105	1078
		実人数	135	116	0	14	20	285
			延人数	137	120	0	14	20
		高血圧等 (%)	2	7	0	0	0	9
			0.3	1.2	0	0	0	0.7
		貧血 (%)	124	101	0	12	17	254
			20.9	17.8	0	16.0	13.6	18.6
その他 (%)	11	12	0	2	3	28		
	1.9	2.1	0	2.7	2.4	2.1		

※「異常あり」の率は受診人員に対する割合

(市町母子保健実施状況報告より)

(エ) 乳児一般健康診査（医療機関委託分のみ）

乳児期の疾病の予防と早期発見を行い適切な指導をするため、各市町は医療機関に委託して公費による乳児の健康診査を行っています。「乳児一般健康診査受診票」は、母子健康手帳や母子保健のしおりに挿入され、乳児は1か月児・4か月児・9～10か月児健康診査を医療機関で受診できます。

平成23年度の管内の受診率は、1か月児健康診査97.4%、4か月児健康診査97.9%、9～10か月児健康診査95.9%と高率でした。

受診の結果、異常の認められたものは、1か月児健康診査150人（9.8%）、4か月児健康診査183人（11.5%）、9～10か月児健康診査171人（10.4%）でした。（表4）

市町によっては、医療機関委託の健康診査のほかに、乳幼児等を対象に集団健診を実施し、医師や保健師のほか、栄養士、食生活改善推進員や保健推進員がそれぞれの乳児の発達時期に合わせた相談や指導を併せて行っています。

表4 乳児一般健康診査状況（医療機関委託分のみ）

平成23年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内		
1 か月健診	実施方法	委託	○	○	○	○	-		
		集団					-		
	対象者数		644	661	11	93	169	1578	
	受診者数		613	657	11	88	168	1537	
	受診率（％）		95.2	99.4	100	94.6	99.4	97.4	
	受診結果 （件数）	異常なし		554	599	11	82	141	1387
		異常あり （件数）	実人数	59	58	0	6	27	150
			延人数	62	58	0	7	27	154
			要指導	5	8	0	3	6	22
			要観察	31	27	0	2	13	73
要精検			0	8	0	1	5	14	
要治療	17	15	0	1	3	36			
4 か月児健診	実施方法	委託	○	○	○	○	-		
		集団					-		
	対象者数		659	680	16	104	173	1632	
	受診者数		655	658	14	99	171	1597	
	受診率（％）		99.4	96.8	87.5	95.2	98.8	97.9	
	受診結果 （件数）	異常なし		596	575	11	85	147	1414
		異常あり （件数）	実人数	59	83	3	14	24	183
			延人数	61	83	3	14	24	185
			要指導	1	10	0	1	6	18
			要観察	33	33	3	7	10	86
要精検			6	4	0	0	7	17	
要治療	21	36	0	6	1	64			
9 ～ 10 か月児健診	実施方法	委託	○	○	○	○	-		
		集団					-		
	対象者数		706	710	16	107	182	1721	
	受診者数		692	670	12	98	179	1651	
	受診率（％）		98.0	94.4	75.0	91.6	98.4	95.9	
	受診結果 （件数）	異常なし		637	591	12	85	155	1480
		異常あり （件数）	実人数	55	79	0	13	24	171
			延人数	56	79	0	14	24	173
			要指導	1	14	0	3	2	20
			要観察	38	38	0	4	18	98
要精検			6	4	0	1	0	11	
要治療	11	23	0	6	4	44			

(市町母子保健実施状況報告より)

(カ) 1歳6か月児健康診査

運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等について、早期に発見し早期に適切な指導や療養の援助を行うことを目的に、幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語の発達の標識が容易に得られるようになる1歳6か月児に対して、市町が健康診査を実施しています。

なお、この健康診査では、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談等を行っています。市町においては、健診の場において心理相談員や家庭相談員を配置しているところもあります。

平成23年度の管内の対象者は1686人で、受診者は1655人、受診率は98.2%です。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は203人（12.3%）、精神発達遅滞等精神面所見での有所見者は470人（28.4%）でした。また、その他の有所見者実数が48人（2.9%）でした。（表5）

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付され健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付され、その結果に応じた経過観察や要治療等、適切な対応を行っています。（表6）

表5 1歳6か月児健康診査状況

平成23年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
対象者数(人)		668	725	19	84	190	1686	
受診者数(人)		668	703	18	84	182	1655	
受診率(%)		100	97.0	94.7	100	95.8	98.2	
身体面の異常	身体面有所見者実数	56	101	5	17	24	203	
	有所見率(%)	8.4	14.4	27.8	20.2	13.2	12.3	
	身体発育の異常	25	41	3	10	9	88	
	熱性けいれん	0	0	0	0	0	0	
	運動機能異常	21	21	0	2	7	51	
	眼科異常	3	6	0	1	1	11	
	てんかん性疾患	1	2	0	0	0	3	
	先天異常	2	1	0	0	0	3	
	耳鼻咽喉科疾患	1	7	0	1	0	9	
	血液疾患	0	0	0	0	0	0	
	皮膚疾患	0	28	0	4	0	32	
	循環器系疾患	1	3	1	0	3	8	
	呼吸器系疾患	2	1	1	0	0	4	
	消化器系疾患	0	6	0	0	1	7	
	泌尿器生殖系疾患	5	3	0	2	0	10	
その他	0	0	1	0	3	4		
精神面	精神面有所見者実数	253	183	0	10	24	470	
	有所見率(%)	37.9	26.0	0	11.9	13.2	28.4	
	精神発達遅滞	277	143	0	7	20	447	
	精神行動上の異常	119	82	0	5	4	210	
その他	その他有所見者実数	19	20	1	2	6	48	
	有所見率(%)	2.8	2.8	5.6	2.4	3.3	2.9	
	育児環境	47	18	0	1	4	70	
	生活習慣	3	2	0	1	1	7	
	その他	0	0	1	0	1	2	
歯科健診	受診者数	668	703	18	84	182	1655	
	むし歯の総数	31	45	6	2	14	98	
	虫歯なし	虫歯のない者計	657	685	16	83	179	1620
		○1型	624	578	10	83	167	1462
		○2型	32	107	6	0	12	157
		不詳	1	0	0	0	0	1
	虫歯あり	虫歯のある者計	11	18	2	1	3	35
		A型	10	16	2	1	1	30
		B型	1	1	0	0	1	3
		C型	0	1	0	0	1	2
		不詳	0	0	0	0	0	0
	他異常	軟組織の異常	0	73	0	0	0	73
咬合異常		6	64	1	2	3	76	
その他		68	86	0	11	1	166	

(市町母子保健実施状況報告より)

表6 1歳6か月児健康診査精密検査結果

平成23年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内				
交付数		8	3	1	1	6	19				
受診数		6	3	1	1	5	16				
検査結果	異常なし	0	2			4	6				
	経過観察 主な疾患名(人)	斜筋可動の疑い(1) 独歩未、体重・身長増加不良(1) 独歩10歩(1) 運動発達遅れ(1) 精神運動発達遅れ(1) 言語遅れ(1)	6		早発乳房(1)	1	左卵巣性精巣(疑)(1)	1	早発乳房	1	9
	要治療 主な疾患名(人)			自閉症(1)	1						1

(市町母子保健実施状況報告より)

(カ) 3歳児健康診査

3歳児は、幼児期のうちで身体発育および精神発達の個人的差異が明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長発達に影響を及ぼすということで重要な時期です。この時期に運動、視覚、聴覚、言語等の異常やその他の疾病を早期に発見し、適切な援助を行うことを目的に、3歳児に対して市町が健康診査を実施しています。また、この健康診査では、生活習慣の確立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談などをおし、保護者への育児支援にも視点がおかれています。

平成23年度の管内の対象者は1770人で、受診者は1716人、受診率は96.9%でした。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は196人(11.4%)、精神発達遅滞等精神面の有所見者は321人(18.7%)でした。また、その他の有所見者数が55人(3.2%)でした。(表7)

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付され、その結果に応じて経過観察や要治療等の適切な対応を行っています。(表8)

表7 3歳児健康診査状況

平成23年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
対象者数(人)		695	756	16	93	210	1770	
受診者数(人)		679	734	15	93	195	1716	
受診率(%)		97.7	97.1	93.8	100	92.9	96.9	
身体面	身体面有所見者実数	81	67	2	18	28	196	
	有所見率(%)	11.9	9.1	13.3	19.4	14.4	11.4	
	身体発育の異常	25	11	0	4	12	52	
	熱性けいれん	1	0	0	0	0	1	
	運動機能異常	6	3	0	1	2	12	
	眼科異常	19	34	1	7	9	70	
	てんかん性疾患	0	1	0	0	0	1	
	先天異常	2	2	0	1	0	5	
	耳鼻咽喉科疾患	4	6	0	6	2	18	
	血液疾患	0	0	0	0	0	0	
	皮膚疾患	9	8	0	4	2	23	
	循環器系疾患	4	0	0	0	2	6	
	呼吸器系疾患	1	1	0	0	0	2	
	消化器系疾患	1	4	0	1	0	6	
	泌尿器生殖系疾患	15	4	1	2	1	23	
その他	0	0	0	2	0	2		
精神面	精神面有所見者実数	171	121	0	19	10	321	
	有所見率(%)	25.2	16.5	0	20.4	5.1	18.7	
	精神発達遅滞	103	76	0	10	3	192	
	精神行動上の異常	141	107	0	10	7	265	
その他	その他有所見者実数	39	10	1	2	3	55	
	有所見率(%)	5.7	1.4	6.7	2.2	1.5	3.2	
	育児環境	55	5	1	0	1	62	
	生活習慣	6	5	0	2	2	15	
その他	0	0	0	0	0	0		
歯科健診	受診者数	678	734	15	93	195	1715	
	むし歯の総数	498	507	17	47	137	1206	
	虫歯なし	虫歯のない者計	524	581	11	75	148	1339
		○1型	483	546	10	75	148	1262
		○2型	40	35	1	0	0	76
		不詳	1	0	0	0	0	1
	虫歯あり	虫歯のある者計	154	153	4	18	47	376
		A型	101	106	2	13	19	241
		B型	41	40	1	5	11	98
		C型	12	7	1	0	17	37
	不詳	0	0	0	0	0	0	
	他異常	軟組織の異常	0	17	0	0	0	17
咬合異常		95	114	0	4	10	223	
その他		88	174	0	5	0	267	
尿検査	受診者数	531	615	15	91	170	1422	
	蛋白	+	4	2	0	0	1	7
		++以上	0	0	0	0	0	0
	糖	+	0	0	0	0	0	0
		++以上	1	0	0	0	0	1

(市町母子保健実施状況報告より)

表 8 3 歳児健康診査精密検査結果

平成 23 年度

一般精密検査

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
交付数		16	6	1	1	2	26	
受診数		13	4	1	0	2	20	
検査結果	異常なし	5	0	0		2	7	
	経過観察 主な疾患名 (人)	低身長症(1) 尿潜血、尿蛋白 (4) 無症候性血尿(1) 顕微鏡的血尿(1)	7	血尿(2) 低身長(1) 精神発達遅滞 (1)	3	無症候性 血尿(1)	1	11
	要治療 主な疾患名 (人)	外陰部尿道炎(1)	1	対人面の問題 (1)	1			2

(市町母子保健実施状況報告より)

眼科精密検査

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
交付数		9	28	0	2	1	40	
受診数		6	20		2	1	29	
検査結果	異常なし	1	3		2		6	
	経過観察 主な疾患名 (人)	両調節緊張症(1) 下眼瞼内反症・ 結膜炎・角膜びら ん(1) 近視性乱視(1) 正視(1) 屈折異常弱視(1)	5	遠視(5) 近視性乱視 (2) 遠視性乱視 (3) 近視(3)	13		遠視 1	19
	要治療 主な疾患名 (人)			遠視性弱視 (1) 屈曲異常弱視 (1) 遠視性乱視 (2)	4			4

(市町母子保健実施状況報告より)

耳鼻科精密検査

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内
交付数		0	1	0	2	0	3
受診数			1	0	1	0	2
検査結果	異常なし		1				1
	経過観察 主な疾患名 (人)						
	要治療 主な疾患名 (人)				滲出性中耳炎(1)	1	1

(市町母子保健実施状況報告より)

イ 当センターの母子保健事業の現状

当センターでは、専門的技術的観点から市町を支援するとともに、未熟児の訪問指導や養育医療、育成医療、小児慢性特定疾患等の医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。なお、これまで県が行ってきた未熟児の訪問指導、養育医療の給付、育成医療の給付については、平成25年度からは市町が行うこととなります。

(7) 先天性代謝異常等検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性副腎過形成症および先天性甲状腺機能低下(クレチン)症は、放置すると知的障害や発育不良などの症状をきたしますが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障害を予防することが可能です。

発生頻度が比較的高く、治療方法についてもある程度確立されており、同時に検査することができるフェニルケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下(クレチン)症の6疾病について行われています。医療機関で、生後5~7日目の新生児の足蹠から穿刺によりごく少量の血液をろ紙に採り、これを県外検査機関に送付して検査が行われます。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をする、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

管内の平成23年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査者数は4件でした。(表9)

表9 先天性代謝異常等検査

平成23年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	管外
平成23年度出生数		655	669	12	91	172	1599	
要精密検査者		0	3	0	0	0	3	1
要精密検査結果	異常なし		3				3	1
	異常あり							
	経過観察							
	その他							

※ 出生数：市町村母子保健実施報告より(平成24年3月31日現在の出生数)

(イ) 母子医療給付状況 (医療費公費負担制度)

小児に対する医療援護として、母子保健法に基づく未熟児養育医療給付、児童福祉法に基づく育成医療給付及び結核児童への療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく医療給付があります。

平成 23 年度の、給付者 (実人数) は、養育医療 38 件、育成医療 78 件、小児慢性特定疾患 175 件でした。

表 10 医療給付状況 (実人数)

種別 年度別	養育医療	育成医療	小児慢性 特定疾患	療育給付
平成 19 年度	53	68	155	0
平成 20 年度	46	66	169	0
平成 21 年度	38	59	165	0
平成 22 年度	43	56	175	0
平成 23 年度	38	78	175	0

a 養育医療

未熟児は、生理的に種々の未熟性があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いため、生後すみやかに適切な措置を必要とします。

このため、母子保健法では出生時の体重が 2,000 g 以下の場合や、生活力が特に薄弱で身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行う養育医療給付制度を設けており、昭和 40 年より実施しています。

未熟児に対する医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関に委託して行い、入院に要する費用が対象になっています。管内での養育医療の指定医療機関は、公立丹南病院のみであり、福井市内の指定医療機関に入院する児も多くあります。

管内の平成 23 年度の給付件数 (実人数) は 38 件でした。(表 11)

当センターでは、養育医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時は保護者からの相談に対応し、児の退院後は保健師による家庭訪問を行い養育の相談に応じています。

表 11 出生体重別養育医療給付状況 平成 23 年度

年度別 区分 (g)	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年度					
						鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
～1,000	5	7	6	4	2	3	3	0	0	0	0
1,001～1,500	4	7	11	13	4	9	3	3	0	2	1
1,501～2,000	10	18	10	10	22	7	5	2	0	0	0
2,001～2,500	8	11	12	5	6	7	4	1	0	0	2
2,501～	2	10	7	6	9	12	6	3	0	1	2
計	29	53	46	38	43	38	21	9	0	3	5

b 育成医療

身体に障害のある児童、または現存する疾患を放置することにより将来において障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果の期待できるものを対象として、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うもので、昭和29年より実施しています。育成医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関（更正医療）に委託して行うものです。当センターでは、育成医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時および退院後の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成23年度の育成医療給付（実人数）は78件であり、疾病別では、音声・言語障害や心臓障害によるものが多くありました。（表12）

表12 育成医療給付状況（疾病別）

（実人数）

年度別 疾病別	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23年度					
						鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
肢体不自由	11	7	5	9	7	9	3	4		2	
視覚障害	5	7	10	4	3	7	2	2		3	
聴覚平衡 機能障害	6	5	2		2	3	1	2			
音声・言語 機能障害	24	20	32	26	24	25	5	13		2	5
心臓障害	14	20	8	10	8	23	10	10			3
腎臓障害	2	1	2	1	2						
小腸機能障害					1						
その他の 内臓障害	12	8	7	9	9	11	4	3		1	3
計	74	68	66	59	56	78	25	34	0	8	11

c 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定の疾患についての治療研究を行い、治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減することを目的として、昭和 49 年より実施され平成 17 年度から児童福祉法に根拠規定がおかれることになりました。

小児の慢性疾患のうち、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額となり、また、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することとなる悪性新生物などの 11 疾患群（平成 17 年度より）が対象です。対象年齢は 18 歳未満の児童と制限されていますが、引き続き治療を必要とする場合には、20 歳になるまで医療の給付が行われます。

当センターでは、小児慢性特定疾患医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時および申請中の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 23 年度の小児慢性特定疾患医療給付（実人数）は 175 件あり、疾病別では内分泌疾患によるものが最も多く、悪性新生物、慢性腎疾患が続きます。（表 13）

表 13 小児慢性特定疾患医療受診券交付状況（疾病別）

各年度末現在

年度別 疾病別	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年度					
					鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
悪性新生物	26	29	25	21	23	8	13		1	1
慢性腎疾患	12	17	19	22	22	5	14			3
慢性呼吸器系 疾 患		2	4	3	3		3			
慢性心疾患	22	17	16	19	20	7	8	1		4
内分泌疾患	55	60	59	63	61	16	36		3	6
膠原病	3	3	2	1	1					1
糖尿病	7	7	7	7	10	2	5		2	1
先天性代謝 異 常	8	8	11	13	11	4	6			1
血友病等 血液・免疫疾患	8	8	6	7	6	3	1		1	1
神経・筋疾患	6	9	11	14	13	7	4		1	1
慢性消化器疾患	7	6	5	5	5	2	3			
計	155	166	165	175	175	54	93	1	8	19

※慢性消化器疾患は平成 17 年度より疾患群に加われました

d 療育給付

結核は、一般に長期の療養を必要としますが、特に児童の場合には医療だけではなく、入院中の教育や生活指導等についても適切な措置を講ずる必要があります。このため、長期の療養を必要とする結核児童を厚生労働大臣又は知事が指定する病院に入院させ、適正な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給しています。また、入院中の療養生活についても指導が行われており、療養に必要な物品が支給されています。

管内では、平成 17～23 年度の療育申請はありませんでした。

(ウ) 母子保健相談実施状況

平成 23 年度の低出生体重児・長期療養児・障害児等について家庭訪問および相談の実施状況は下記のとおりです。(表 14、15)

表 14 母子保健相談状況 平成 23 年度

訪問										電話相談 (延人員)	面接 (延人員)
産婦		低出生体重児		乳児		幼児		計			
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
41	55	35	51	11	11	4	4	91	121	166	231

(地域保健事業報告より)

表 15 長期療養児・障害児相談状況 平成 23 年度

相 談										訪 問		電話相談 (延人員)
実人員	延 人 員									実人員	延人員	
	申請等	医 療	家 庭 看 護	福 祉 制 度	就 学	食 事 栄 養	歯 科	そ の 他	計			
304	320	28	22	11	11	3	0	14	409	7	9	103

(地域保健事業報告より)

(エ) 育児不安解消サポート事業

当センターでは、児童虐待を発生させる恐れのある家庭の保護者や妊婦に対し育児不安を解消する場を提供し、虐待の未然防止を図るため、平成 17 年度より育児不安解消サポート事業を実施しています。(表 16)

表 16 育児不安解消サポート事業実施状況 平成 23 年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	12	親グループワーク (参加者が少ないと 個人面接方式)	臨床心理士(24回) 精神科医師(8回) 保育士(0回)	親 実 11名 延 15名 子 実 7名 延 7名
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	12	子グループ (自由あそび)	保健師 家庭相談員 (センター・越前町)	親 実 14名 延 31名 子 実 13名 延 29名
合 計	24			親 実 25名 延 46名 子 実 20名 延 36名

(イ) 特定不妊治療費助成事業

当センターでは、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすため、平成16年度より体外受精および顕微授精に要した治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。平成18年度からは1年度あたりの助成回数が2回に、平成19年度からは3回に拡大されました。(表17)

表17 特定不妊治療費助成事業実施状況

年 度	申請数	治療内容		妊娠有
		体外受精	顕微授精	
平成19年度	145	51	94	15
平成20年度	162	70	92	39
平成21年度	161	84	77	30
平成22年度	209	110	93	43
平成23年度	259	129	127	65

*体外受精および顕微授精に至る前に、治療を中断したものも含まれています。

(2) 歯科保健対策

歯科保健対策の現状は表1のとおり、「妊産婦、20歳以上の歯科健診」の結果は表2のとおりです。

表1 歯科保健対策の現状

平成23年度

事 業	実施内容
母子歯科保健事業	母子保健法：1歳6か月児歯科健康診査および3歳児歯科健康診査 児童福祉法：保育所で年1回以上の歯科健診を実施 「母と子のよい歯のコンクール」実施
学校歯科保健事業	学校保健法：幼稚園から高等学校まで、年1回以上の歯科健診を実施 歯の健康づくり推進事業：「県よい歯の健康づくり推進学校表彰」、「歯みがき名人認定事業」等を実施
成人・高齢者・障害者・要介護者歯科保健事業	健康増進法：「歯周疾患検診」（40・50・60・70歳）を実施 成人歯科保健事業：市町で歯科保健事業実施 通院困難な在宅の障害者：訪問歯科診療、口腔衛生指導を実施
8020運動推進特別事業	8020運動の普及啓発、推進体制の整備を行う事業 「妊産婦、20歳以上の歯科健診」、「健口づくり発信出前指導」実施
心身障害児（者）歯科健診・診療事業	障害児（者）の歯科健診および診療を実施
健康な歯をつくる県民のつどい開催事業	コンクール表彰、講演、自由研究についての報告を実施
県民の歯を守る週間事業	市町と歯科医師会各支部が協力し、フッ化物塗布、歯科健診、パネル展示等を実施
その他	「歯みがきロボットコンテスト」を実施

表2 妊産婦、20歳以上の歯科健診の受診者数（実人数）

平成23年度

	福井県	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計
妊産婦	661	83	48	1	7	10	149
20歳代以上	1941	174	348	0	31	21	574
合計	2602	257	396	1	38	31	723

※市町の歯科保健事業実施報告より

(3) 結核予防・対策

ア 健康診断

(ア) 定期の健康診断

結核予防法は、平成19年4月1日から『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下、感染症法という）に一元化され、結核は二類感染症に位置づけられました。

感染症法においても結核予防法と同様、結核感染の危険性の高い事業所（学校・施設・医療機関等）に勤務する職員に対しては事業主が、学校（大学・高校・専修学校等）の学生、生徒に対しては学校長が、施設（保健・老人介護施設等）の入所者に対しては施設の長が、また、一般住民（65歳以上及び自治体が必要と認める者）に対しては市町長の責任で定期的に健康診断を実施するよう定めています。

表1 事業所および学校における受診状況

年度	区分	事業所	大学・高校・施設・その他
平成19年度		3,955	1,939
平成20年度		6,904	1,736
平成21年度		5,216	3,552
平成22年度		2,485	1,539
平成23年度		4,989	2,351

注）受診者数は、各事業所、学校、施設からの実施報告

表2（一般住民）結核健康診断実施状況

平成23年度

市町	区分	対象者	受検者	受診率(%)
鯖江市		11,187	2,953	26.4
越前市		20,703	3,921	18.9
池田町		1,219	757	62.1
南越前町		3,446	582	16.9
越前町		5,225	1,119	21.4
計		41,780	9,332	22.3

(イ) 接触者健康診断

新登録患者に対して症状や接触の状況を調査し（菌陽性患者の1週間以内訪問率100%）、患者家族および接触者の感染や発病の有無を追跡するため、接触者健康診断を行っています。健診の対象者、回数および追跡期間は、患者の排菌量やエックス線画像所見および患者の行動や環境等の要因により決定し、必要に応じて直後・2か月後・6か月後・1年後・1年6か月後・2年後まで健診を実施しています。健診は問診、ツベルクリン反応検査、胸部レントゲン検査、クオンティフェロン検査(QFT検査)、診察を効果的に組み合わせることにより感染、発病の有無を確認します。

表3 患者家族・接触者健診内容

年度	区分		受診者			検査結果	
	ツベルクリン 反応検査	胸部レントゲン検査		QFT検査	要医療	異常なし	
		間接	直接				
平成19年度	11	79	121	11	2	220	
平成20年度	66	0	155	77	6	292	
平成21年度	3	0	96	33	5	127	
平成22年度	12	0	59	171	9	233	
平成23年度	0	0	86	590	10	666	

イ 精密検査

平成22年末現在の結核登録者、新登録者は表4から表8に示すとおりです。

保健所は、届出のあった結核患者を登録し服薬や生活環境について訪問指導を行うと共に、治療終了後の管理も実施しています。治療終了後2年間、経過を観察するために精密検査を行い、再発の恐れがなければ登録を除外します。また、精密検査については、平成22年1月28日より6ヶ月以内に情報を得る必要があることから、22年度からは年に2回（6月、12月）実施しています。

平成23年度の精密検査対象者は75名であり、医療機関での経過観察が行われていない9名に対し実施しました。28名が経過観察を継続することとなり、45名が再発の恐れが無く登録から除外されました。

表4 結核患者登録者数・新登録者数（市町別・年次別）

H23. 12. 31 現在

年 市町	登録者数					新登録者数				
	19年	20年	21年	22年	23年	19年	20年	21年	22年	23年
鯖江市	20	12	21	24	25	10	4	16	9	16
越前市	33	37	31	38	23	20	18	23	18	12
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	6	7	9	7	5	2	6	5	3	0
越前町	9	10	7	9	9	6	3	2	7	4
計	68	66	68	78	62	38	31	46	37	32
県計	266	273	252	271	303	136	118	126	115	124
管内罹患率	(10万人あたりの新登録者数)					19.6	16.1	24.1	19.8	16.8
県罹患率	(10万人あたりの新登録者数)					16.7	14.5	15.6	14.3	15.4

※新登録者数県計、県罹患率:平成23年結核登録者情報調査年報集計結果より

表5 結核患者新登録者数（活動性分類別・性・年齢階級別）

H23. 12. 31 現在

活動性 分類 年齢別	活動性肺結核									活動性肺外結核	潜在性結核 感染症			計				
	感 染 性						菌陰性その他				男	女	計	男	女	計		
	喀痰塗抹陽性			その他の菌陽性													男	女
0～4													1	1	2	1		
5～9																		
10～14																		
15～19																		
20～29				1		1								1	1	1	1	2
30～39	2		2		1	1				1	1	2	1		1	4	2	6
40～49				1		1				1		1		1	1	2	1	3
50～59	1		1								1	1				1	1	2
60～69	3		3											1	1	3	1	4
70～	4	1	5	5		5				2	1	3				11	2	13
計	10	1	11	7	1	8				4	3	7	2	4	6	23	9	32

表6 結核新登録患者の排菌状況（市町別）

H23. 12. 31 現在

年 市町	平成23年		
	新登録者数	塗抹陽性患者数	培養陽性患者数
鯖江市	16	8	8
越前市	12	9	9
池田町	0	0	0
南越前町	0	0	0
越前町	4	2	2
計	32	19	19

表7 結核患者新登録者数（年齢階級別・市町別）

H23. 12. 31 現在

年齢 市町	総数		0～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鯖江市	16	10	6	1	1		1	2	1		1			2	1	5	1
越前市	12	10	2			1		1	1	2		1	1			5	
池田町	0	0	0														
南越前町	0	0	0														
越前町	4	3	1											1		2	1
管内	32	23	9	1	1	1	1	3	2	2	1	1	1	3	1	12	2

表8 結核患者登録者数（年齢階級別・市町別）

H23. 12. 31 現在

年齢 市町	総数		0～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鯖江市	25	11	14	1	1		3	5	1		1			3	3	2	5
越前市	23	14	9					2	1	2	2	1	1	1		9	4
池田町																	
南越前町	5	2	3												2	2	1
越前町	9	5	4	1								1		1		2	4
管内	62	32	30	2	1		3	7	2	2	3	2	1	5	5	15	14

表9 精密検査受診状況

区分 年度	検診 対象者	受診者数		受診率 (%)	判定結果		
		保健所実施	計		要医療	経過観察	治癒
平成19年度	49	3	49(医療機関実施を含む)	100.0	0	34	15
平成20年度	56	4	56(医療機関実施を含む)	100.0	0	35	21
平成21年度	60	5	60(医療機関実施を含む)	100.0	0	29	31
平成22年度	56	5	56(医療機関実施を含む)	100.0	0	40	16
平成23年度	50	9	37(医療機関実施を含む)	92.0	1	28	17

ウ 結核医療

(7) 公費負担

結核の適正な医療を推進するため、結核医療費を公費で負担する制度が設けられています。これには感染症法第37条(入院勧告患者)と第37条の2項(結核患者)によるものがあります。

表10 結核医療費公費負担承認状況（法第37条2項分）

区分 年	申請 件数	合格 件数	総計	承認件数及び被保険者別							不承認 件数
				健康保険		国民健康保険			生活 保護	高齢	
				本人	家族	一般	退・本	退・家			
平成19年	53	51	51	5	0	12	1	1	0	32	2
平成20年	52	52	52	5	4	15	0	0	0	28	0
平成21年	65	64	64	8	8	21	1	0	0	26	1
平成22年	54	53	53	8	10	12	1	0	0	22	1
平成23年	54	54	54	8	6	15	1	0	0	24	0

表 11 入院勧告患者数の推移(法第 37 条分)

年	区分	前年末 (A)	新規 (B)	転帰(解除) (C)	本年末 (A+B-C)
平成 19 年		1	21	21	1
平成 20 年		1	19	17	3
平成 21 年		3	18	20	1
平成 22 年		1	17	14	4
平成 23 年		4	17	20	1

(イ) 地域 DOTS 事業

福井県では平成 17 年 4 月の結核予防法改正と同時に地域 DOTS 事業を開始しました。

地域 DOTS 事業とは、結核患者の治療中断を防止し、治療終了に導くための服薬管理を支援することにより、結核の再発や感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止することを目的としています。

具体的には、喀痰塗抹陽性患者（その他結核患者で服薬困難な患者を含む）を対象に、入院中から訪問等を実施し、確実な服薬や服薬支援について説明を行い理解を得るとともに、服薬継続における問題点の把握し医療機関と連携を図りながら支援計画を決定したり、退院後は医療機関との定期的なカンファレンス等の実施により、受療状況や服薬状況を確認しながら支援計画の見直しと実施連携をはかりました。

表 12 結核患者家庭訪問・相談状況

年度	訪問指導		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
平成 19 年度	44(14)	93(41)	106	202
平成 20 年度	58(11)	156(106)	90	256
平成 21 年度	42(14)	113(44)	25	325
平成 22 年度	39(18)	140(39)	52	49
平成 23 年度	29(14)	59(20)	12	251

注) () 内は、DOTS 実施再掲

表 13 地域 DOTS 事業治療成績

年	区分	治癒	治療完了	死亡		失敗	脱落	転出	12か月を超える治療	判定不能	計
				結核	結核外						
平成 19 年		5	5		3						13
平成 20 年		3	6	1	2						12
平成 21 年		2	3	3	2		2				12
平成 22 年		5	1	0	4						10
平成 23 年		4	2	2	2				2		12

注) 平成 20 年より、8 区分へ変更

(4) 感染症対策

ア 感染症発生届出状況

平成 19 年 4 月 1 日に『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下、感染症法という）が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直しが行われました。届出対象疾患に「南米出血熱」「オムスク出血熱」等が追加され、結核予防法の廃止・統合に伴い「結核」が二類感染症に追加されました。また、「SARS」が一類感染症から二類感染症に変更され、公衆衛生水準の向上に伴い「コレラ」「細菌性赤痢」「腸チフス」「パラチフス」が入院の必要であった二類感染症から、就業制限の対象となる三類感染症に変更されました。

また、平成 20 年 1 月 1 日より、五類感染症の麻疹・風疹が全数報告の感染症となり、平成 20 年 5 月 12 日より厚生労働省から感染症法の一部を改正する法律等の施行の通知があり、感染症の類型に新たに「新型インフルエンザ等感染症」を加えるとともに、鳥インフルエンザ（H5N1）は二類感染症、H5N1 以外の鳥インフルエンザは四類感染症、インフルエンザは五類感染症（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザを除く）として整理されました。

平成 23 年 1 月 28 日にはチクングニア熱が四類感染症に、薬剤耐性アシネトバクター感染症が五類感染症に新たに追加されました。

全数報告が義務付けられている感染症以外の五類感染症（感染性胃腸炎・インフルエンザ等）については、学校や医療機関等から集団発生の報告があり、当センター職員が調査を行い感染拡大防止の指導をしたものを掲載しています。

表1 感染症対応状況

平成 23 年度

感染症類型	感染症名	件数
一類	なし	なし
二類	結核	別紙記載
三類	細菌性赤痢	0
	腸管出血性大腸菌感染症	10
四類	レジオネラ	3
	つつが虫病	1
五類 (全数報告)	麻疹	0
五類 (集団発生)	感染性胃腸炎	4
	インフルエンザ	3
	マイコプラズマ肺炎	1

注) 一類～四類感染症は、全数直ちに届出が必要、五類感染症は全数届出と定点報告がある

イ エイズ・肝炎予防対策

平成元年にエイズの蔓延の防止に必要な措置を定めたエイズ予防法は、平成 11 年に『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下「感染症法」という。）に統合され、平成 15 年の「感染症法」改正により五類感染症に含まれました。

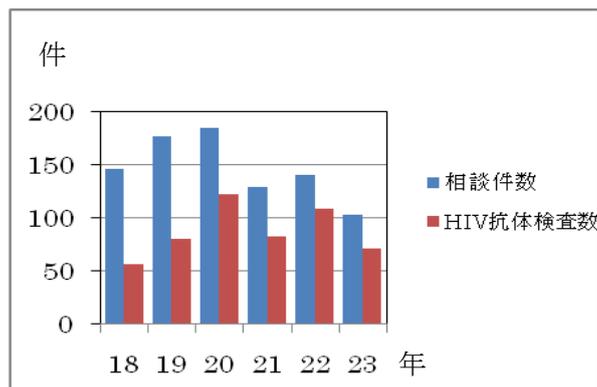
当センターにおいても、昭和 62 年からエイズの感染予防や感染の不安に対応するための、電話および面接相談を開始しています。平成 5 年度からは安心して受けられる検査体制を整備し、平成 6 年度からは同検査を無料化し「保健所でのエイズ相談業務および HIV 抗体検査マニュアル」（改定 平成 19 年 4 月 1 日）に基づき月 2 回の定例エイズ相談および随時の相談を行っており、平成 22 年 6 月からは月 3 回実施しています。平成 18 年度より、HIV 検査普及週間および世界エイズデーに合わせ、予防意識の向上・検査機会の拡大のため、夜間エイズ相談・HIV 抗体検査を実施しています。

また、平成 18 年 11 月よりエイズ相談検査日に併せて、B 型肝炎、C 型肝炎の肝炎検査についても、「保健所での肝炎相談業務および肝炎ウイルス検査マニュアル」に基づき、年齢制限なく単独でも実施するようになりました。なお、厚生労働省が、フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表に伴い C 型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけを行ったため、平成 19 年度は肝炎相談および検査件数が多数みられました。

平成 23 年度も平成 22 年度と同様に、HIV 抗体検査に併せての肝炎検査が大半を占めました。

表2 エイズ相談、HIV抗体検査実施状況（単位：件）

年度	区分	相談件数	HIV抗体検査数
平成18年度		146(10)	56(10)
平成19年度		176(17)	80(10)
平成20年度		184(13)	122(13)
平成21年度		128(20)	82(20)
平成22年度		140(43)	108(42)
平成23年度		102(40)	70(40)



注) ()内は夜間相談・検査件数

表3 肝炎相談、検査実施状況（単位：件）

年度	B型肝炎		C型肝炎	
	相談件数	HBs抗原検査数	相談件数	HCV抗体等検査数
平成19年度	255	175	752	257
平成20年度	118	111	158	89
平成21年度	145	95	173	90
平成22年度	72	68	39	36
平成23年度	66	62	30	25

ウ 肝炎治療特別促進事業

B型肝炎、C型肝炎は、肝炎ウイルスによる国内最大級の感染症であり、放置すると慢性肝炎から肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する疾患ですが、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療が奏功すれば、それを防ぐことが可能です。

そこで、平成20年4月から、肝炎の早期治療を促進し、将来の肝硬変、肝がんの予防を目的として、インターフェロン治療に対する医療費助成が開始され、平成21年には肝炎対策基本法が制定されました。

また、平成22年4月からは、患者の自己負担額が引き下げられ、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療が助成対象となるとともに、インターフェロン治療の2回目の制度利用が認められ、平成24年1月17日にはC型肝炎のペグインターフェロン、リバビリンおよびテラプレビルによる3剤併用療法が助成対象に追加されるなど、肝炎患者に対する助成の範囲を拡大する制度改正が行われています。

平成23年度 肝炎治療助成に関する申請件数（丹南管内）

内 容		件 数
インターフェロン治療	新規申請 (うち3剤併用療法)	20件 (4件)
	2回目の制度利用	2件
	助成期間の延長申請(副作用による中断による)	1件
	助成期間の延長届出	6件
核酸アナログ製剤治療	新規申請	16件
	更新申請	88件

エ 予防接種

定期予防接種は「予防接種法」に基づき市町において実施しています。麻しんおよび風しん対策を強化するために、麻しん風しん（MR）混合ワクチンの2回接種が平成18年4月より導入されました。また、平成19年の麻疹排除計画に基づき、平成20年4月より5年の期間に限り、第3期（中学1年生相当）、および第4期（高校3年生）が新たに予防接種の機会に追加されました。

表4 定期予防接種実施状況

H24. 3. 31 現在

種 別	年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
						鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
急性灰白 髄炎	第1回	実施数	1,746	1,700	1,679	1,827	676	820	13	115	226	
		率(%)	69.1	77.3	74.0	95.4	95.3	97.5	100.0	100.0	97.4	
	第2回	実施数	1,789	1,745	1,632	1,825	672	819	13	115	231	
		率(%)	80	82.1	78.9	95.3	94.8	97.4	100.0	100.0	99.6	
三種混合 (ジフテリア、 百日咳、 破傷風)	第1期	第1回	実施数	1,781	1,725	1,671	1,823	666	814	13	113	226
			率(%)	94.7	94.6	92.4	95.2	93.9	96.8	100.0	98.3	97.4
		第2回	実施数	1,804	1,754	1,673	1,814	664	811	13	113	226
			率(%)	96.2	95.1	93.0	94.7	93.7	96.4	100.0	98.3	97.4
	第3回	実施数	1,800	1,718	1,732	1,784	659	795	13	108	225	
		率(%)	95.7	90.8	95.1	93.2	92.9	94.5	100.0	93.9	97.0	
	1期追加	実施数	1,670	1,724	1,743	1,745	643	787	13	104	223	
		率(%)	88.7	84.5	84.2	91.1	90.7	93.6	100.0	90.4	96.1	
二種混合 (ジフテリ ア、破傷風)	第2期	実施数	1,918	1,803	1,805	1,818	593	776	24	119	203	
		率(%)	77.2	88.4	90.5	92.0	81.8	91.9	100.0	99.2	91.2	
麻しん	第1期	実施数	1,806	1,696	1,693	1,691	634	699	23	74	180	
		率(%)	95.2	95.3	95.3	96.1	96.9	97.1	95.8	94.9	97.1	
	第2期	実施数	1,794	1,828	1,842	1,693	677	738	6	93	173	
		率(%)	94.1	96.6	96.8	95.4	92.7	96.6	100.0	94.9	95.6	
	第3期	実施数		1,979	1,937	1,897	688	817	22	116	211	
		率(%)		95.3	95.3	96.4	94.9	96.3	91.7	94.7	97.7	
	第4期	実施数		1,886	1,855	1,819	634	877	25	107	223	
		率(%)		91.4	91.7	91.4	91.4	93.2	96.2	91.5	92.9	
風しん	第1期	実施数	1,807	1,696	1,693	1,690	634	699	23	74	180	
		率(%)	95.3	95.3	95.3	96.0	96.9	97.1	95.8	94.9	97.1	
	第2期	実施数	1,793	1,828	1,842	1,693	677	738	6	93	173	
		率(%)	94.1	96.6	96.9	95.4	92.7	96.6	100.0	94.9	95.6	
	第3期	実施数		1,978	1,938	1,897	688	817	22	116	211	
		率(%)		95.3	95.3	96.4	94.9	96.3	91.7	94.7	97.7	
	第4期	実施数		1,886	1,856	1,819	634	877	25	107	223	
		率(%)		91.3	91.7	91.4	91.4	93.2	96.2	91.5	92.9	
日本脳炎	1期初回	第1回	実施数	107	141	567	2,129	624	747	26	93	219
			率(%)	5.8	6.1	12.4	64.7	81.0	87.5	100.0	91.2	95.6
	第2回	実施数	110	148	511	1,928	595	720	26	90	216	
		率(%)	6.1	6.3	11.0	58.5	77.3	84.3	100.0	88.2	94.3	
	1期追加	実施数	165	88	113	126	479	595	23	79	200	
		率(%)	8.8	3.6	2.85	3.8	62.2	69.7	88.5	77.5	87.3	
	2期	実施数	230	139	57	25	15	89	10	10	9	
		率(%)	11.7	6.7	2.82	0.8	2.0	10.5	41.7	8.3	4.1	
B C G	実施数	1,614	1,654	1,644	1,610	682	683	16	95	181		
	率(%)	95.2	96.8	99.5	97.3	97.4	98.0	100.0	97.9	96.8		
インフルエンザ	実施数	26,329	28,285	26,344	28,499	8,407	11,718	838	2,361	3,888		
	率(%)	58.2	61.5	56.3	61.1	55.6	57.7		68.8	60.4		
										60.4		

オ ライフステージ別感染症教室

結核、感染症、エイズに関する正しい知識の普及啓発を図り、感染症の発生や感染拡大の予防のために、研修会・講演会等を開催しました。

表 5 感染症教室の実施状況

平成 23 年度

	年月日	内 容	対 象	参加 (人)
1	平成 23 年 6 月 15 日	感染症・食中毒の予防	介護保険施設職員	50
2	平成 23 年 7 月 21 日	感染症・食中毒の予防	医療関係職員	200
3	平成 23 年 10 月 2 日	感染症の予防	一般住民	200
4	平成 23 年 12 月 15 日	施設における感染症対策	高齢者・障害者施設職員	75
5	平成 23 年 2 月 21 日	ノロウィルスの感染症の予防	介護保険施設職員	20

カ 新型インフルエンザ対策

今般の新型インフルエンザ (A/H1N1) については、平成 22 年 8 月 27 日に発表した「新型インフルエンザ (A/H1N1) に対する厚生労働省の取組について」において、「ウィルス動向や流行予測等のサーベイランスや必要な調査等も継続して行い、その状況等を踏まえたうえで、季節性と異なる大きな流行等の特別の事情が生じない場合は、今回のインフルエンザ (A/H1N1) について、今年度末を目途に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表をし、通常の季節性インフルエンザ対策に移行する」とされ、平成 23 年 3 月 31 日をもって、通常の季節性インフルエンザ対策に移行し、平成 23 年 4 月 1 日以降は、名称は「インフルエンザ (H1N1) 2009」となりました。

今後も起こりうる新型インフルエンザに、迅速かつ確実に対応するため、今般の新型インフルエンザ (A/H1N1) 対策の経験等も踏まえ、嶺北地区における医療体制整備のための調整会議が開催されました。

表 6 地域調整会議等実施状況

平成 23 年度

実施日・場所	出席者	内 容
3 月 29 日 (木) 18:30～19:30 丹南健康福祉センター	医師会 感染症指定医療機関 発熱外来開設医療機関 市町・県関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の新型インフルエンザ対策行動計画の改定について〔報告〕 ・ 各医師会における新型インフルエンザ発生時の医療体制について〔報告〕 ・ 意見交換

(5) 難病対策

ア 特定疾患治療研究事業

難病のうち特定疾患については、研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及と患者の医療費の負担軽減を図っています。

イ 特定疾患患者相談事業

平成3年度から、難病患者を対象に疾患に対する知識の普及や患者同士の交流を図るため、講演会や交流会を開催しています。

表1 特定疾患相談会実施状況

平成23年度

	年月日 会場	対象	参加数	内容
1	平成23年6月25日 越前市福祉健康センター	パーキンソン病	52	・講演会
2	平成23年6月28日 鯖江市庁舎	免疫系疾患	13	・講演会「免疫系疾患の治療と日常生活の注意点」
3	平成23年7月30日 鯖江市健康福祉センター	全疾患	15	・ミュージックケア
4	平成23年10月20日 越前市福祉健康センター	神経系疾患	18	・学習会「自宅でできるリハビリ教室」 ・実技
5	平成23年11月18日 越前市福祉健康センター	後縦靭帯骨化症	15	・講演会「後縦靭帯骨化症の基礎知識と病気との付き合い方」
合 計			113	

表2 特定疾患医療受給者証交付状況

各年度末現在

	年度及び市町名	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	鯖 江市	越 前市	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町
1	ベーチェット病	21	20	22	24	4	10	1	5	4
2	多発性硬化症	23	24	26	28	10	10		3	5
3	重症筋無力症	20	24	28	27	14	11			2
4	全身性エリテマトーデス	60	56	54	55	15	25		3	12
5	スモン	2	2	2	2	2				
6	再生不良性貧血	8	9	9	12	3	7			2
7	サルコイドーシス	22	18	28	30	5	14	2	5	4
8	筋萎縮性側索硬化症	9	9	8	8	1	3	1	1	2
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	46	47	48	48	14	21		7	6
10	特発性血小板減少性紫斑病	41	38	39	37	6	22		2	7
11	結節性動脈周囲炎	4	4	5	6	3	3			
12	潰瘍性大腸炎	132	143	149	162	61	79	2	7	13
13	大動脈炎症候群	7	7	6	5	1	2		1	1
14	ビュルガー病	9	8	7	7	2	4			1
15	天疱瘡	2	2	2	3	2	1			
16	脊髄小脳変性症	42	42	45	46	20	24		1	1
17	クローン病	36	36	37	41	17	18		1	5
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎						0			
19	悪性関節リウマチ	10	12	11	14	3	6	1	1	3
20	パーキンソン病関連疾患	167	180	185	195	66	91	4	13	21
21	アミロイドーシス	4	4	6	6	3	2			1
22	後縦靭帯骨化症	71	75	81	81	31	37	4	3	6
23	ハンチントン病									
24	ウィリス動脈輪閉塞症	18	23	22	24	4	15	1	2	2
25	ウェゲナー肉芽腫症	1	1							
26	特発性拡張性心筋症	23	22	22	21	6	9	1	4	1
27	多系統萎縮症	16	18	20	22	6	12	1	2	1
28	表皮水疱症（接合部及び栄養障害型）		1	1	1		1			
29	膿疱性乾癬	1	1	1	1	1				
30	広範脊柱管狭窄症	12	13	13	14	6	7			1
31	原発性胆汁性肝硬変	24	24	25	24	12	7		2	3
32	重症急性膵炎	1	4	2	4	2			1	1
33	特発性大腿骨頭壊死症	21	20	19	23	5	11		4	3
34	混合性結合組織病	17	20	21	24	9	9			6
35	原発性免疫不全症候群				1		1			
36	特発性間質性肺炎	7	7	6	12	5	6		1	
37	網膜色素変性症	19	22	23	17	5	9		1	2
38	プリオン病									
39	肺動脈性原発性肺高血圧症	3	4	5	5		4			1
40	神経線維腫症	10	10	10	10	3	6			1
41	亜急性硬化性全脳炎									
42	バッド・キアリ症候群			1	1		1			
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	4	4	4	4	1	2			1
44	ライソゾーム病	1	1	1	1	1				
45	副腎白質ジストロフィー									
46	家族性高コレステロール血症（Ⅱ結合体）		1							
47	脊髄性筋萎縮症		1	2	1		1			
48	球脊髄性筋萎縮症		1		1		1			
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎		3	4	4	1	1		1	1
50	肥大型心筋症		2	5	6		3		1	2
51	拘束型心筋症									
52	ミトコンドリア病		2	2	2	1				1
53	リンパ脈管筋腫症			1	1		1			
54	重症多形滲出性紅斑（急性期）				1				1	
55	黄色靭帯骨化症		3	4	4	2	1			1
56	間脳下垂体機能障害		3	11	12	6	3		2	1
	合計	914	971	1023	1078	359	501	18	75	125

ウ 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

平成 10 年度から、日常生活全般において介助を必要とする通院困難な在宅難病患者に対して、専門の診療班を設置し、訪問診療を行っています。

診療班の構成員は、専門医、主治医、理学療法士、ケアマネジャー、看護師、保健師等です。

表 3 訪問診療事業実施状況 平成 23 年度

	日時	病名別	従事者数
1	平成 23 年 9 月 12 日	筋萎縮性側索硬化症	6
	合計	1 回	6

エ 在宅難病患者家庭訪問事業

平成 5 年度から、在宅の難病患者および家族に対して、保健師等が家庭訪問を通して療養相談を実施しています。また、特定疾患の申請等で来所した際や電話でも、療養や日常生活に関する各種相談を実施しています。

表 4 難病患者家庭訪問・相談状況

年 度	家庭訪問		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
20 年度	41	132	1,496	854
21 年度	24	45	1,463	1,087
22 年度	34	82	1,652	1,239
23 年度	19	60	2,369	1,399

オ 患者・家族の会等の支援

管内には、2つの患者会や家族会があり、交流会や相談会、勉強会、レクリエーション等の活動を行っています。当所は事務局となり、活動を支援しています。

表 5 患者会・家族の会等支援状況

平成 23 年度

会の名称	対 象	発足年度	開催回数	延参加者数
いきいき会 (神経難病家族の会)	神経難病患者及び家族	平成 8 年度	3 回	30 名
ほのぼの会 (難病患者と家族の会)	難病患者及び家族	平成 10 年度	6 回	54 名

カ 難病地域ケアシステム検討会議

難病患者の入院から在宅までの一貫した支援を促進するため、地域における難病支援の現状、問題点、課題、対策等について検討し、地域ケアシステムを構築することを目的に関係機関との会議を開催しています。

表6 難病地域ケアシステム検討会議開催状況

平成23年度

日時	出席者	助言者	内容
平成24年 1月18日	難病協力病院看護師、 丹南管内訪問看護師、 ケアマネジャー、 市町保健担当職員、 地域包括支援センター 職員 など 19名	福井県 済生会病院 臨床工学部長 五十嵐 茂幸氏	講義 「緊急時対応と療養環境の 整備について」 ～ライフラインが途絶えた時に 医療機器は使えるの～
平成24年 3月5日	難病協力病院看護師、 丹南管内訪問看護師、 ケアマネジャー、 市町保健担当職員、 訪問介護士 など 34名	中村病院 神経内科部長 永田 美和子医 師	講義 「筋萎縮性側索硬化症の治療と 本人の意思決定への支援について」 ～それぞれの時期の診察場面での 患者・家族への説明などをふまえて～ 事例検討 「ALS患者の療養生活と その支援について」

キ 重症難病患者一時入院支援事業

平成19年度より、人工呼吸器を装着した重症難病患者の在宅療養を支援するため、介護者の疾病や休養のために、一時入院および長時間訪問看護を支援する事業を行っています。

平成23年度の対象者は3名で、介護者の妻の出産などの理由により1名が一時入院を利用しました。

また、介護者の休養のため、1名が長時間訪問看護を定期的に利用していました。

(6) 精神障害者保健福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律および障害者自立支援法に基づき、当センターでは①精神障害者の診察及び保護の申請に対する対応、②精神保健福祉相談事業、③社会適応訓練事業、④関係機関との会議・研修、⑤丹南地域自殺予防対策、⑥関係団体への支援等を行っています。

ア 管内精神障害者の現状

(ア) 精神障害者診察および保護申請通報状況

表1 精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況および措置状況

項目	通報等件数							処理状況		
	一般	警察官	検察官	保護観察 所長	矯正施設 所長	病院 管理者	計	措置 入院	措置 不要等	計
19年度	1	6	2				9	3	6	9
20年度		8			1		9	4	5	9
21年度	1	7	1		3		12	4	8	12
22年度	1	8	2				11	4	7	11
23年度		16	3		1		20	8	12	20

(イ) 精神障害者入院通院患者数

表2 入院通院患者数（市町別）

市町		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	福井県
入院患者数	21年度	162	221	14	31	56	484	2,133
	22年度	167	226	7	29	57	486	2,119
	23年度	170	224	7	25	59	485	2,090
通院患者数	21年度	1,604	1,451	66	186	475	3,782	18,619
	22年度	1,433	1,671	54	196	568	3,922	19,542
	23年度	1,554	1,764	67	224	567	4,176	20,138

入院患者数は、各年3月末時点の入院患者数（県内精神科病院15ヶ所の集計数）、通院患者数は、各年3月1か月間の通院患者実数（県内指定自立支援医療機関（精神医療）集計数）
 （福井県障害福祉課資料）

表3 入院形態別患者数（市町別）

H24.3.31現在

市町		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	福井県
合計	計	170	224	7	25	59	485	2,090
	男	82	129	3	13	31	258	1,005
	女	88	95	4	12	28	227	1,085
措置入院	計	1	1				2	6
	男		1				1	3
	女	1					1	3
医療保護入院	計	75	68	1	11	28	183	833
	男	35	40		7	15	97	409
	女	40	28	1	4	13	86	424
任意入院	計	94	155	6	14	31	300	1,247
	男	47	88	3	6	16	160	589
	女	47	67	3	8	15	140	658
その他	計						0	4
	男						0	4
	女						0	0

（福井県障害福祉課資料）

イ 精神保健福祉活動状況

(ア) 精神保健福祉相談・訪問指導状況

当事者やその家族、関係者からの電話や面接相談、必要に応じて訪問指導を実施しています。さらに定例相談日を設けて精神科嘱託医による相談を行っています。

表4 精神科嘱託医師による相談状況（定例精神相談 第1・3木曜日）

種別 年度	実人員	延べ人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
21年度	41	10	4	2	0	5	10	11	42
22年度	42	4	11	4	0	2	20	7	48
23年度	46	10	1	1	0	6	4	28	50

表5 面接相談状況（定例精神相談以外）

種別 年度	実人員	延べ人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
21年度	68	3	55	4	0	5	21	46	134
22年度	62	5	44	5	0	0	9	40	103
23年度	69	6	20	1	0	2	25	75	129

表6 訪問指導状況

種別 年度	実人員	延べ人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
21年度	84	8	96	7	0	0	0	114	225
22年度	64	14	60	9	0	1	2	62	148
23年度	82	9	38	1	0	4	15	126	193

表7 電話相談状況

	延人員
21年度	549
22年度	339
23年度	450

表8 コーディネート件数
（個別ケースに関する関係機関等との連絡・調整）

	延人員
21年度	595
22年度	468
23年度	650

(イ) 社会適応訓練事業

社会復帰を図ることを目的として精神障害者が一定期間協力事業所に通い、集中力、仕事に対する持続力、環境適応能力等の社会適応訓練を行っています。

表9 社会適応訓練事業（年度内利用実人員）

協力事業所名	アイテック	ジャパンポリマーク	福井光器	みどりヶ丘病院
21年度	0	0	1	2
22年度	0	0	1	2
23年度	1	1	0	0

(ウ) 関係機関との連携

管内の関係機関との連携の強化、資質の向上を目的とした会議や心の健康についての正しい知識の普及啓発と精神疾患や障害者について正しい理解の促進を図るための研修会を開催しています。

表 10 会議および研修会

会議名、開催月日	内 容	助言者	参加人数	開催場所
精神保健福祉 連絡会議 (相談支援) 平成 23 年 8 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> 精神福祉相談現状等、情報交換 事例を通して精神障害者の在宅支援を考える 		市町（保健・福祉）相談支援事業所、精神科病院、訪問看護ステーション等職員 22 名	丹南健康福祉センター
精神保健福祉 連絡会議 (緊急支援) 平成 23 年 7 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関からの通報および相談状況 事例を通しての意見交換 		警察、精神科病院、精神科救急情報センター等職員 13 名	丹南健康福祉センター
事例検討会 平成 23 年 4 月 21 日	事例「妄想性障害の方の関わり方」 事例提供 丹南健康福祉センター	嘱託医 みどりヶ丘病院 院長 綱澤卓也	市町、社会復帰施設、精神科病院、訪問看護ステーション等職員及び介護支援専門員 39 名	丹南健康福祉センター
事例検討会 ※丹南地区障害児・者自立支援協議会と合同実施 平成 23 年 11 月 17 日	事例「発達障害者の理解と対応について」 事例提供 相談支援事業所アップ	嘱託医 みどりヶ丘病院 院長 綱澤卓也	市町、社会復帰施設、精神科病院、訪問看護ステーション等職員 32 名	丹南健康福祉センター
精神保健福祉連絡 会議 (医療との連携) ※丹南地区障害児・者自立支援協議会と合同実施 平成 24 年 2 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関紹介 医療機関との連携について意見交換 		福井市内および管内精神病院 PSW、市町（保健・福祉）、相談支援事業所、訪問看護ステーション等職員 28 名	丹南健康福祉センター

ウ 丹南地域自殺予防対策

平成 10 年から県内では年間 200 人を超える自殺者が続いていることから、県は国の緊急対策基金をうけて、「自殺を考えている人が、自殺を思いとどまり安心して生きていくことができる地域づくり」をめざして、関係機関や団体等による総合的な自殺予防体制の構築を図っています。

なお、自殺予防対策を地域で展開するため、平成 23 年度住民向けうつ病啓発紙芝居 2 種類（高齢者用「ポンポコ山の聞き耳ずきん」、中高年用「お父さん「ハイ」新聞」）を作成しました。

表 11 丹南地域自殺予防対策ネットワーク会議開催状況

会議名	日時	委員	活動内容
ネットワーク会議	平成 23 年 8 月 29 日	弁護士、労働基準監督署、公共職業安定所、地域産業保健センター、消防組合、警察署、精神科病院および診療所、市町保健福祉担当者等 18 団体 26 名	<ul style="list-style-type: none"> 管内の自殺の状況について 各関係機関の今年度取り組みについて 対応事例紹介 意見交換
ワーキング会議	【第 1 回目】 平成 23 年 8 月 8 日	市町保健担当者 8 名	<ul style="list-style-type: none"> 今年度の取り組み、紙芝居の作成について
	【第 2 回目】 平成 23 年 8 月 10 日	越前町保健福祉介護等担当者 9 名	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防の取り組みや地域の現状について意見交換
	【第 3 回目】 平成 24 年 2 月 21 日	市町保健担当者 9 名	<ul style="list-style-type: none"> 今年度、次年度取り組み、紙芝居の上演について検討
面接技術スキルアップ研修会	【第 1 回目】 平成 23 年 10 月 26 日	住民の相談に対応している行政や相談支援事業所、介護支援専門員等相談業務従事者 16 名	<ul style="list-style-type: none"> 内容 (4 回シリーズ) 講義「初期対応」 ～相談者がわかってもらえたと実感し、専門家につなぐまでの支援～ 面接技法の演習 (ロールプレイ) 講師：社会福祉士 大関賢治 氏 社会福祉士 田辺文夫 氏
	【第 2 回目】 平成 23 年 11 月 22 日	16 名	
	【第 3 回目】 平成 23 年 12 月 21 日	11 名	
	【第 4 回目】 平成 24 年 1 月 31 日	13 名	

関係団体への支援

(7) 家族会支援

精神障害への理解を深め、家族同士が協力し支え合って悩みを解消するとともに、地域に向けて障害者の住みやすい社会づくりや社会復帰に向けた前向きな取り組みができるよう支援しています。

表 12 家族会状況

H24. 3. 31 現在

名称	内容	会員数	活 動 内 容
つつじ会		31	・例会 ・役員会 ・学習会 ・交流会 ・広報等
芦山会		7	

(イ) 精神保健ボランティア支援

こころの健康ボランティア講座を受講した者の中から精神保健ボランティアが誕生しました。現在 2 つのボランティアの会(みちくさの会、ほのぼの会)が設立され、積極的に社会復帰施設への協力、研修会参加等を行っています。

表 13 精神保健ボランティアの会の活動状況

H24. 3. 31 現在

名称	内容	会員数	活 動 内 容
みちくさの会 (鯖江)		13	・例会 ・役員会 ・会議、研修会 ・交流会 ・家族会協力 ・社会復帰施設協力 ・広報等
ほのぼの会 (武生)		23	

(7) 石綿 (アスベスト) 対策

ア 健康相談窓口開設

石綿 (アスベスト) による健康被害が全国で表面化する中、関係労働者だけでなく一般市民にも不安が広がっているため、平成 17 年 7 月 28 日より健康相談窓口を設置し、石綿による健康への不安の除去、専門医療機関の紹介等の相談および情報の提供を行っています。

イ 石綿健康被害救済制度

石綿による健康被害の特殊性 (石綿を原因とする中皮腫、肺癌については、石綿にばく露してから 30~40 年の長い期間を経て発病すること、石綿が長期間、わが国の経済活動全般に使用されたことから個々の原因が追求できないこと、いったん発病すると多くが 1~2 年で死亡すること、自らが何の非がないにも関わらず何ら補償を受けられないまま亡くなること) に鑑み、石綿による健康被害を受けた方およびその家族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して、「石綿による健康被害の救済に関する法律」(平成 18 年 2 月 10 日公布) が創設されました。

表 1 石綿健康相談件数及び石綿健康被害救済制度の受付件数

	健康相談延件数	受付件数
18 年度	2	1
19 年度	5	1
20 年度	2	1
21 年度	8	4
22 年度	7	1
23 年度	1	1

(8) がん予防対策

ア 元気長生きがん予防事業

県民の健康長寿を推進するため、がん予防や検診についての普及啓発、受診体制の整備、がん検診の受診率向上を図るため、平成15年度より、元気長生きがん予防事業を実施しています。

イ 働き盛り女性・男性検診大作戦

(ア) 出前検診

がん検診の受診率向上を図るため、ショッピングセンターで乳がん・子宮がん・大腸がん検診を実施しました。

表1 出前検診実施状況 平成23年度

日時	場所	受診者数
平成24年2月9日(木)	アルプラザ鯖江店	乳がん 17人
		子宮がん 16人
		大腸がん 7人

(イ) 地元医師会との協働による働き盛り世代受診率向上対策

・がん検診推進医の設置

平成23年度は、すべての個別医療機関の医師に「がん検診推進医」を依頼し、市町長や事業主にがん検診受診率向上についての提言を行い、職域や住民等を対象としたがん検診に対する普及啓発を実施しました。

・地域職域連携推進協議会（職域対象者受入検討会議）の開催

平成23年度は、地域職域連携推進協議会として、管内全体で地域保健および職域保健ならびにがん検診推進医が相互に情報交換を行い、がん検診受診勧奨対策について検討会を実施しました。（表2）

表2 地域職域連携推進協議会（職域対象者受入検討会議）実施状況 平成23年度

日時	場所	内容
平成23年8月24日(木) 10時～11時30分	丹南健康福祉センター	【ワーキング会議】 ・がん検診受診状況について ・事業所出前検診、事業所訪問について ・小規模事業所の保健指導実施状況について
平成23年9月2日(金) 19時30分～21時	丹南健康福祉センター	【全体会】 ・がん検診受診状況について ・事業所出前検診、事業所訪問について ・職域の受診率向上に向けて
平成23年11月29日(火) 10時～11時30分	丹南健康福祉センター	【市町情報交換】 ・事業所出前検診、事業所訪問状況について ・がん検診受診対策について
平成24年1月27日(金) 19時30分から21時	丹南健康福祉センター	【全体会】 ・がん検診受診状況について ・事業所出前検診、事業所訪問について ・働き盛り受診者の拡大に向けて

・普及啓発

がん検診についての住民への普及啓発を図るため、記念日等に県下一斉にショッピングセンター等におけるキャンペーンを5回実施しました。

(ウ) 事業所におけるがん検診受診勧奨

平成23年9月から、職域単位での検診制度がない事業所の従業員に検診の機会を作り、受診率向上を図るため、県内の小規模事業所を主な対象とした乳がんと子宮がんの事業所出前検診を実施しました。この事業所出前検診では、受診者の居住する市町が発行する受診券を利用することで、個人負担金1,000円で受診できます。平成23年度は、16事業所で実施し、子宮がん310人、乳がん284人が受診しました。(表3)

表3 事業所出前検診実施状況

平成23年度

日時	事業種別	所在地	子宮がん	乳がん
平成23年11月8日	高齢者福祉	越前市	27	16
平成23年11月21日	製造業	越前市	27	20
平成23年11月22日	高齢者福祉	越前市		15
平成23年12月8日	医師会	越前市	15	24
平成23年12月22日	医師会	鯖江市	26	26
平成24年1月11日	高齢者福祉	越前町	25	14
平成24年1月12日	医療機関	鯖江市	38	30
平成24年1月17日	保育、製造業	鯖江市	23	8
平成24年1月25日	高齢者福祉	越前町	12	18
平成24年1月27日	製造業	鯖江市	17	
平成24年2月8日	高齢者福祉	南越前町	17	15
平成24年2月16日	医療機関	越前市	21	15
平成24年2月22日	高齢者福祉	鯖江市	5	9
平成24年2月23日	高齢者福祉	越前市	17	16
平成24年2月24日	医療機関	鯖江市	30	43
平成24年2月29日	高齢者福祉	越前市	10	15
合	計		310	284

(9) 食品衛生

ア 許可を要する食品衛生関係営業施設の指導

食品衛生法第52条に基づく許可を要する施設の状況は表1のとおりで、昨年度より97施設減少し、4,223施設です。

主な業種は飲食店営業(46.3%)、喫茶店営業(14.5%)、乳類販売業(13.5%)、魚介類販売業(6.8%)となっており、特に、飲食店営業の中でも旅館は観光地である越前海岸を有する越前町、南越前町に集中しています。

食品衛生を確保するため、これら営業施設に対する監視指導は地域別・業種別に一斉監視を実施するなど、効率的な監視を行っています。

表1 許可を要する食品営業施設数

H24. 3. 31現在

業種	項目	23年度						監視件数	
	22年度	営業施設数	営業施設数	鯖江市	越前市	池田町	南越前町		越前町
飲食店営業	一般食堂・レストラン	676	702	238	332	12	39	80	291
	仕出し屋・弁当屋	255	260	80	133	8	12	28	185
	旅館	137	127	8	11	5	30	73	46
	その他	856	868	279	421	8	35	76	534
	小計	1,924	1,957	605	897	33	116	257	1056
	菓子(パンを含む)製造業	238	243	78	114	12	11	21	133
	乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	2	2	0	1	1	0	0	1
	魚介類販売業	286	289	76	108	9	25	56	157
	魚介類せり売業	7	7	1	1	0	3	2	0
	魚肉ねり製品製造業	1	1	0	1	0	0	0	2
	食品の冷凍・冷蔵業	7	7	0	5	0	0	2	5
	缶詰または瓶詰食品製造業	3	3	0	2	0	0	1	2
	喫茶店営業	716	612	213	293	7	27	69	106
	あん類製造業	2	2	0	2	0	0	0	1
	アイスクリーム類製造業	53	51	12	26	0	6	7	41
	乳類販売業	610	569	203	241	9	35	66	127
	食肉処理業	5	5	1	1	2	1	0	4
	食肉販売業	272	274	75	122	8	23	39	159
	食用油脂製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
	みそ製造業	23	22	4	10	3	3	2	11
	醤油製造業	8	8	3	4	0	0	1	4
	ソース類製造業	3	3	2	1	0	0	0	3
	酒類製造業	11	11	3	2	0	4	2	10
	豆腐製造業	28	24	5	10	1	3	5	19
	納豆製造業	3	2	0	1	1	0	0	0
	めん類製造業	26	30	4	14	4	6	2	19
	そうざい製造業	76	85	12	40	10	4	19	71
	添加物製造業	3	3	1	2	0	0	0	2
	清涼飲料水製造業	5	5	1	2	0	1	1	2
	氷雪製造業	3	3	0	3	0	0	0	0
	氷雪販売業	5	5	3	2	0	0	0	3
		4,320	4,223	1302	1,905	100	268	552	1,938

イ 給食施設の指導

給食施設等の食品衛生法による許可を要しない施設の状況は表2のとおりです。

給食施設については、大規模食中毒の発生を未然に防止するための「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨に沿って指導し、平成23年度は特に保育園、学校等の給食施設に対し衛生管理の徹底を指導しました。

表2 許可を要しない食品衛生関係営業施設

H24. 3. 31現在

業種	項目	22年度	23年度	監視件数
		施設数	施設数	
給食施設	学 校	32	33	36
	病院・診療所	23	23	23
	事業所	1	2	10
	その他	91	95	79
合 計		147	153	148

ウ 福井県食品衛生条例に基づく施設等の指導

公衆衛生に与える影響が高い業種として、福井県が独自に定めている福井県食品衛生条例に基づく施設等の状況は表3のとおりです。

管内の越前海岸沖合は良好な漁場に恵まれており、沿岸の町では魚介類加工業や魚介類行商営業といった魚介類関係の営業が盛んです。一方、山間地を中心とした地域で生産される野菜、果実などの農産物の加工業も「地産地消」運動から盛んであり、こうした地域では漬物製造業の営業者が多くなっています。

これらの施設等に対しては、毎年の地域別の一斉監視や食品衛生講習会開催により、衛生確保に努めています。

表3 福井県食品衛生条例営業施設等数

業 種	H24. 3. 31現在	
	22年度	23年度
魚介類加工業	43	46
漬物製造業	41	44
合 計	84	90

業 種	H24. 3. 31現在	
	22年度	23年度
魚介類行商営業	82	79

エ 調理師および製菓衛生師免許登録の状況

調理師および製菓衛生師免許の登録状況等は表4のとおりです。

表4 調理師および製菓衛生師免許登録状況

H24. 3. 31現在

区分	免許の別	調理師				製菓衛生師			
		20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
試験受験者		62	110	98	83	12	10	9	18
試験合格者		40	58	46	39	10	9	7	9
合格率 (%)		62	52.7	46.9	47.0	83	90	77.8	50
免許登録者		86	92	100	61	11	13	15	12

注) 登録者には養成施設卒業者を含む

オ 食品等の収去試験検査

食品等の安全性を確保するため、年間計画に基づき収去試験検査を実施しています。平成 23 年度の試験検査の結果は表5のとおりです。規格基準不適合が1件、衛生規範不適合が3件、県指導基準不適合が4件あり、それぞれ取扱いの改善を指導しました。

表 5 食品等の収去検査結果

H24. 3. 31 現在

事業名	実施月	収去数	規格基準・表示不適数	衛生規範・県指導基準不適数	違反内容
春の行楽地対策	4	12			
残留物質	鶏卵	9	1		
	食鳥肉	11	2		
	養殖魚	10	2		
魚介類特殊検査	5	2			
輸入加工食品	10, 2	7			
夏期食品一斉取締り	6~7	52		4	衛生規範(3) 県指導基準(1)
焼肉対策食肉検査	5~9	12			
野菜検査	7・10	8			
玄米検査	9	2			
秋の行楽地対策	8~9	13		1	県指導基準(1)
添加物表示対策	10	4			
年末食品一斉取締り	11~12	50		3	衛生規範(1) 県指導基準(2)
容器包装検査	1	8			
遺伝子組換え食品	1	2			
アレルギー特定原材料	2	3			
合計		181		8	

カ 食中毒発生状況

平成20年度からの食中毒の発生状況は表6のとおりです。

平成23年度は、きのこによる食中毒が2件発生しました。素人が半断、調理するのは大変危険な食品です。飲食店における食中毒の発生はありませんでした。

表6 食中毒発生状況

H24. 3. 31現在

年	件数	摂食者	患者数	市町名	備考
20年度	3	53	5	鯖江市	腸管出血性大腸菌O157 (BBQ)
		51	11	越前町	不明 (飲食店)
		31	10	越前市	不明 (飲食店、魚介類販売業)
21年度	2	5	2	南越前町	テトロドトキシン (推定) (家庭内)
		7	7	越前市	きのこ毒 (ツキヨタケ) (家庭内)
22年度	4	18	4	越前町	不明 (飲食店)
		1	1	越前町	きのこ毒 (ニガクリタケ) (家庭内)
		43	5	越前町	ノロウイルス (飲食店)
		22	3	鯖江市	不明 (飲食店)
23年度	2	6	6	越前町	きのこ毒 (ツキヨタケ) (家庭内)
		1	1	鯖江市	きのこ毒 (ツキヨタケ) (家庭内)

キ 衛生講習会の実施状況

衛生講習会の実施状況は表7のとおりです。営業者等を対象に食中毒の多発する夏期前を中心として地域別・業種別に衛生講習会を実施し、衛生知識の普及向上と自主管理体制の強化を指導しています。また、地域住民等の要望があるところに向く「出前講座」を開催し、消費者の衛生知識向上を図っています。

表7 衛生講習会実施状況

H24. 3. 31 現在

区分	項目	衛生講習会		出前講座(再掲)	
		開催数	受講者数	開催数	受講者数
	鯖江市	4	420	7	162
	越前市	3	750	6	368
	池田町	1	36		
	南越前町	2	89	1	14
	越前町	3	222		
	管内給食調理従事者	4	320		
	合計	17	1,837	14	544

ク 福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況

福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況等は表8のとおりです。

HACCP手法を取り入れた自主管理の推進はあらゆる業種に求められ、平成21年度より、福井県版ハサップは食品の調理・製造・加工にかかわるすべての食品事業者が認証の対象になりました。

平成23年度は、のべ4施設を新規認証しました。

表8 福井県食品衛生自主管理プログラム認証状況

H24. 3. 31現在

業種	施設数					合計
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
仕出し弁当調製施設	・(有)アサヒベーカリー ・すみよし ・ハーツさばえ	・(株)大江戸 ・アスビホール国高 ・ハーツたけふ				6
給食施設	・木村病院 ・鯖江リハビリテーション病院	・中村病院 ・笠原病院 ・(有)大八		・介護老人福祉施設 ほのぼの苑		6
そうざい製造施設	・ハーツさばえ	・新珠食品 ・ハーツたけふ	・おこもじ屋	・ほっと今庄		5
めん類製造施設		・武生製麺		・ほっと今庄		2
菓子製造施設				・ほっと今庄		1
飲食店提供施設		・ガーデンクラブパル				1
漬物製造業			・おこもじ屋			1
ポーションジャム製造施設		・重松産業				1
ピザソース製造施設		・重松産業				1
合計	6	12	2	4		24

(10)生活衛生

ア 営業六法関係施設の状況

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館等営業六法関係営業施設数は表1のとおりです。

管内では観光地である越前海岸を有する町に旅館が集中しているため、海水浴シーズン前に旅館営業者に対し衛生講習会および立入検査を実施し、施設の衛生管理について指導しています。

近年の特色として、越前市（旧今立地区および白山地区）において、いわゆる農家民宿の開設がありました。これらの開設者に対しても旅館業法に基づき指導を行っています。

また、近年、入浴施設に起因するレジオネラ症が県外で発生していることから、循環ろ過装置を利用する浴槽を設置する公衆浴場、旅館の施設に対して立入検査および水質検査を実施し、衛生管理について指導しています。

イ 温泉関係

温泉の泉源等の状況は表1、2のとおりです。

平成19年に県外で起きた温泉施設での爆発事故を受け、平成20年度に温泉法が改正されました。すべての温泉採取事業者は温泉中のメタンガス濃度を測定し、その濃度によって「許可申請」または「確認申請」を行うことが義務付けられました。管内には21の源泉が存在します。採取事業者に対して適切な周知・説明を行い、温泉が安全に汲み上げられるよう指導しています。

越前町では、旅館等に温泉を配湯していることから、温泉利用施設数が多くなっています。

温泉施設の不当表示が問題となったことから、温泉掲示内容の適正化について指導しています。

表1 施設数（営業六法および温泉関係）

H24.3.31現在

業種		市町					合 計	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理 容 所	72	101	5	13	28	219	
	美 容 所	144	183	3	21	36	387	
	ク リ ー ニ ン グ 所	14	31			7	52	
	ク リ ー ニ ン グ 取 次 所	101	112	3	10	20	246	
	公 衆 浴 場	7	14	1	6	8	36	
	興 行 場	3	4				7	
	旅 館	ホ テ ル	7	3				10
		旅 館	11	22	3	24	65	125
		簡易宿所・下宿	1	23	4	15	38	81
		特 例 旅 館					2	2
	小 計	19	48	7	39	105	218	
温 泉	源 泉 数	3	3	2	3	10	21	
	動 力 装 置 設 置 数	2	1	1	3	7	14	
	温 泉 採 取 施 設 数	2	1	2	3	7	15	
	利 用 施 設 数	3	6	1	5	50	65	

表2 立入件数（営業六法および温泉関係）

H24.3.31 現在

業種		市町					合 計	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理 容 所		3			1	4	
	美 容 所	55	12			26	93	
	ク リ ー ニ ン グ 所		12			1	13	
	ク リ ー ニ ン グ 取 次 所	2	1				3	
	公 衆 浴 場	5	6	1	5	3	20	
	興 行 場		1				1	
	旅 館	ホ テ ル		1				1
		旅 館	2	2	4	5	29	42
		簡易宿所・下宿	1			4	7	12
		特 例 旅 館					2	2
	小 計	3	3	4	9	38	57	
温 泉	源 泉		2				2	
	動 力 装 置 設 置		2				2	
	温 泉 採 取 施 設							
	利 用 施 設	1	2	1	3	6	13	

ウ 浄化槽

浄化槽の設置状況は表3のとおりです。

生活水準の向上に伴い、便所の水洗化に対する要望が高まる中で、公共下水道の整備は財政的・時間的に制約があることから、公共下水道未整備地域における浄化槽の設置が増加しています。

浄化槽法に規定する検査の拒否者、保守点検の拒否者に対し適正な維持管理を指導しています。また、平成23年度は浄化槽を設置した者に対し、浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を5回開催しました。

エ 水道施設の状況

水道施設の状況は表3のとおりです。

上水道、簡易水道に対しては施設の立入検査を実施し、施設の維持管理および水質基準に基づく水質管理について指導を行っています。

また、簡易専用水道についても、貯水槽の清掃・点検や水質検査の実施等、適正な維持管理について指導しています。

オ 特定建築物関係

大型のホテル、店舗、事務所などの特定建築物の状況は表3のとおりです。

特定建築物の衛生的環境を確保するため、管理者に対し適正な維持管理を指導しています。

カ 墓地埋葬関係

墓地等の施設数は表3のとおりです。

表3 浄化槽、水道、特定建築物、墓地関係施設数

H24. 3. 31 現在

種類		市町						合 計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
浄化槽	単独処理	1873	9163	33	157	591	11817	
	合併処理	716	5283	51	175	91	6316	
	合 計	2589	14446	84	332	682	18133	
水道	上水道	1	1		1	1	4	
	簡易水道		4	5	8	8	25	
	飲料水供給施設			3	3	1	7	
	専用水道				1		1	
	簡易専用水道	76	41		6	15	138	
特定建築物		16	24	1	1	4	46	
墓地	墓地	108	196	6	106	94	510	
	火葬場	1	82	5	51	10	149	
	納骨堂	1	3	1	2		7	

3 質の高い医療提供体制の確立

(1) 医務

ア 医療施設の設置状況

管内の病院は、全部で18施設あり、地区別には鯖江市に9施設、越前市に7施設、丹生郡に2施設あります。そのうち公的病院は、鯖江市、越前町にそれぞれ1施設あります。

一般診療所は、合計119施設で前年と同数です。地区別には鯖江市に39施設、越前市に56施設、池田町に6施設、南越前町に7施設、丹生郡に11施設あります。（表1）

医療施設のうち病院については毎年立入検査を実施し、病院の人員、設備、病院の運営が適正かどうかについて指導を行い、住民への適正な医療の確保に努めています。

表1 医療施設数

H24. 3. 31 現在

種別	病 院							一 般 診 療 所						歯科診療所	
	施設数 総数	病 床 数						施設数 総数	施 設 数			病 床 数			
		総数	一般	療養	結核	感染症	精神		一般	療養	無床	病床数	一般		療養
平成22年度	18	2,033	955	684	12	4	378	119	26	1(4)	92	379	317	62	60
平成23年度	18	2,033	945	694	12	4	318	119	25	(4)	94	364	317	47	60
鯖江市	9	1,099	425	472	0	4	198	39	9	0	30	116	116	0	21
越前市	7	844	465	199	0	0	180	56	10	(4)	46	167	120	47	30
池田町	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	0	0	0	1
南越前町	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	5	24	24	0	2
越前町	2	90	55	23	12	0	0	11	4	0	7	57	57	0	6

注) () 書きは一般施設と重複

イ 医療従事者の状況

管内医療従事者数および率は、表2のとおりです。

表2 医療従事者数および率（管内）

H22. 12. 31 現在

年	医 師		歯 科 医 師		薬 剤 師		保 健 師		助 産 師		看 護 師		准 看 護 師	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
平成18年	233	120.3	71	36.6	178	91.9	75	38.7	13	6.7	724	373.7	912	470.8
平成20年	243	126.6	81	42.2	176	91.7	78	40.6	13	6.8	803	418.3	899	468.6
平成22年	249	130.5	80	41.9	178	93.3	81	42.6	19	10.0	900	471.7	909	476.4

注) 率は人口10万対

(隔年実施の三師調査および医療従事者届による)

ウ 医療監視の実施状況

医療施設については、医療法その他の法令により人員、構造設備等遵守すべき基準が定められています。

医療法第25条の規定に基づき実施される立入検査では、管内の病院（立入施設18施設）を対象に病院で定められた人員や構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているのか否かを確認しています。

エ 救急医療対策・休日急患医療確保対策

救急告示施設（病院では鯖江市に5施設、越前市に4施設、越前町に1施設、診療所では越前市に2施設）については、消防機関との協力体制が確立され応急処置等の救急医療が実施されています。

なお、休日については、昭和50年11月から鯖江市医師会、昭和53年4月から丹生郡医師会、武生医師会も在宅当番医制を実施し、休日急患の応急処置にあたっています。

初期救急医療機関からの重症患者を受け入れて診療を行う二次救急については、管内では公立丹南病院が病院群輪番制病院に指定されています。

救急病院

H24. 3. 31 現在

病 院 名	所 在 地	電 話 番 号	一 般 ・ 療 養 病 床 数	
				う ち 救 急 用 病 床
公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2番31号	0778-51-2260	199	2
広瀬病院	旭町1丁目2番8号	0778-51-3030	166	2
斎藤病院	中野町6-1-1	0778-51-0593	90	2
木村病院	旭町4丁目4番9号	0778-51-0478	176	4
高野病院	本町2丁目3番10号	0778-51-0845	34	2
(医)林病院	越前市府中1丁目5番7号	0778-22-0336	216	8
(医)相木病院	中央2丁目9番40号	0778-22-1607	34	2
中村病院	天王町4番28号	0778-22-0618	206	23
(医)笠原病院	塚町第11号7番地の1	0778-23-1155	103	4
越前町国民健康保険織田病院	越前町織田第106号44番地1	0778-36-1000	55	2

救急診療所

診療所名	所在地	電話番号	一般病床数	
				うち救急用病床
土川整形外科医院	越前市常久町8番1号	0778-22-5280	19	2
東武内科外科クリニック	〃 横市町6番地3	0778-21-1155	19	3

オ メディカルコントロール体制

救急患者の救命率向上のためには、医療機関と連携したプレホスピタル・ケアとしての救急救命士を中心とした消防機関における救急活動が適切に行われる必要があります。

このため、平成15年9月に医師会、救急病院、消防本部等で構成する丹南地域メディカルコントロール協議会を設置しました。

また、救急救命士が行った包括的指示下での除細動の実施、医師の具体的指示下での気管挿管の実施結果の検証等について協議しています。

カ へき地医療対策

へき地診療所に対する代替医師、看護師等の派遣を行い地域住民の医療を確保するため、当センターで平成13年2月に開催した丹南地域保健医療計画推進部会の意見等を踏まえ、平成13年4月に公立丹南病院がへき地医療支援病院に指定されています。

キ 原爆被爆者対策

管内の原爆被爆者は、平成23年12月31日現在で15名です。

原爆被爆者の健康維持および向上を図ることを目的に、定期検診を年2回行っています。また、その結果、精密検査を必要とする者およびがん検診希望者については、中村病院と公立丹南病院に委託して検査を行っています。

なお、原子爆弾の傷害作用により厚生労働大臣の認定を受けた2名に医療特別手当が支給され、特別の疾患に罹患し治療を受けることが必要と認定された原爆被爆者14名に健康管理手当が支給されています。

ク 骨髄および臓器移植推進対策

骨髄移植推進対策として、市町の協力を得ながらパンフレットやリーフレット等を配布、ショッピングセンターでの街頭キャンペーンの実施等啓発に努めています。

また、センターでドナー登録の受付を実施する他、市町の協力によりイベント会場での休日のドナー登録会の開催、市町役場等での移動成分献血時での受付も実施しています。

臓器移植についても、管内の市町と連携をとりながらパンフレットおよび臓器提供意思表示カードの配布により、普及啓発に努めています。

(2) 薬務

ア 薬務関係施設の状況

管内は、全国でも有数の眼鏡枠産地であり、医療機器の眼鏡・レンズ製造業者等が鯖江市を中心として多く存在しています。眼鏡枠製造に関連して業務上毒物劇物を取扱うメッキ業者も多く毒物及び劇物取締法関係施設は、管内に148施設あります。(表1)

また、薬局などの薬事法関係施設は管内全部で898施設あり、薬事法改正に伴う店舗販売業の許可及び管理医療機器販売・賃貸業の届出が増加しました。(表2)

薬局・医薬品販売業者も、越前市や鯖江市に多く集中しており、郡部は比較的少ない状況です。センターでは、通常監視の他、医薬品等一斉監視指導、医療機器一斉監視指導、農薬危害防止運動などにより、これらの施設の立入検査を行っています。

イ 医薬分業の推進

地域医療の質的向上を図るため、地域の特性に応じた医薬分業の推進方策を検討することを目的に、平成11年度に医師会、歯科医師会、薬剤師会、住民代表及び行政からなる丹南医療圏医薬分業推進会議を設置しました。

薬局のない地区が多いことなどから分業率は低い状況にあるが、最近では市街地を中心に受入調剤薬局も整備されつつあり、院外処方せんを交付する医療施設が増える傾向にあります。

センターでは、住民の医薬分業への理解を求め普及啓発を行っています。

表1 毒物及び劇物取締法関係施設数

H23.12.31現在

	合計	毒物劇物販売業				要届出業務上取扱者					製造業		輸入業		特定毒物使用者	特定毒物研究者
		一般	農業用	特定	計	電気めつき業	金属熱処理業	運送業	しろあり防除業	計	大臣登録	知事登録	大臣登録	知事登録		
平成21年	152	75	50	3	128	13		2		15		7				2
平成22年	151	74	49	3	126	13		2		15		8				2
平成23年	148	73	49	3	125	11		2		13		8				2
鯖江市	63	29	14	3	46	11				11		5				1
越前市	66	38	22		60			2		2		3				1
池田町	4		4		4											
南越前町	5	1	4		5											
越前町	10	5	5		10											

表2 薬事法関係施設数

H23. 12. 31 現在

	合計	薬局			医薬品販売業							医療機器販売業			薬局医薬品製造	製造業					製造販売業			
		自管理	他管理	計	店舗	一 般	卸 売	薬 種 商	配 置	特 例	計	販 売	賃 貸	計		大 臣	医 薬 品 知 事	医 薬 部 外 品	化 粧 品	医 療 機 器	医 療 機 器 修 理	医 薬 品	医 薬 部 外 品	医 療 機 器
平成 21 年	877	14	40	54	19	4	2	25	8	6	64	630	8	638	5	1		1	1	61	1	1	1	44
平成 22 年	875	13	42	55	23	2	2	22	8	4	61	631	8	639	5	1		1	1	61	1	1	1	43
平成 23 年	898	9	47	56	31	1	2	14	8	2	58	654	8	662	5	1		1	1	61	1	1	1	45
鯖江市	383	4	12	16	9		1	4	1	2	17	253	4	257	1			1	1	54	1		1	38
越前市	396	5	27	32	18	1	1	5	5		30	314	4	318	4	1			6		1		5	
池田町	14							1			1	14		14										
南越前町	34		2	2	2						2	29		30										
越前町	61		6	6	2			5	2		9	43		43					1					2

ウ 薬物乱用防止対策

医療機関の立入検査により、麻薬等の適正な使用・保管について指導を行うとともに、不正大麻・けし撲滅運動期間（5月～6月）を中心に麻薬等の原料となる大麻・けしの不正栽培の取締りや、自生種の発見除去に力を注いでいます。

また、薬物乱用防止対策として、地域の特性に応じた組織的な啓発活動を行うため、平成 12 年度からは福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置して、薬物乱用防止対策の徹底を図っています。特に、6月から7月にかけて行う「ダメ。ゼッタイ。」普及運動では、ガールスカウト、ボーイスカウト、福井県薬物乱用防止指導員並びに警察の協力のもとショッピングセンターにおいて街頭キャンペーンを実施しています。年間を通じて、中高生向けの薬物乱用防止読本、ポスター、リーフレット、ティッシュ等の資材を薬物乱用防止指導員、警察署、薬剤師会等の協力を得て配布し広報啓発を行っています。なお、センターでは薬物相談窓口を設置し、住民からの相談に応じています。

エ 献血推進対策

表3に示すとおり、市町の協力により、献血者を確保しています。

近年、血漿分画製剤の需要の増大、献血者の高齢化により、低年齢層の献血や初回献血者の拡大を図ることが重要な課題となっています。

表3 献血者数

市町	年度	平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度					
		予定数	実 績			予定数	実 績			予定数	実 績				
			200ml	400ml	成分		計	200ml	400ml		成分	計	200ml	400ml	成分
鯖江市	1,664	172	1,538	0	1,710	1,701	229	1,707	0	1,936	2,013	188	1,888	0	2,076
越前市	2,688	213	2,477	0	2,690	2,709	215	2,437	0	2,652	2,623	212	2,752	0	2,964
池田町	64	2	41	0	43	63	2	45	0	47	61	7	46	0	53
南越前町	64	5	59	0	64	63	14	132	0	146	122	11	135	0	146
越前町	320	23	231	0	254	315	27	227	0	254	305	37	252	0	289
計	4,800	415	4,346	0	4,761	4,851	487	4,548	0	5,035	5,124	455	5,073	0	5,528

(血液センター資料より)